

台湾情報誌

交流

2011年10月 vol.847

財団法人 交流協会

Interchange Association, Japan



再び増加する日本の製造業の台湾投資
～台湾を通じた海外事業展開の優位性と成功への鍵～

交 流

2011年10月
vol. 847

目次

CONTENTS

再び増加する日本の製造業の台湾投資 ～台湾を通じた海外事業展開の優位性と成功への鍵～ (田崎嘉邦)	1
(財)交流協会学生交流事業	19
台湾を活用した中国出願及び台湾知財の留意点 (松本征二)	33
【台湾海峡をめぐる動向】 民進党の「十年政綱」発表と米国の対台湾武器売却問題 (松本充豊)	43
コラム:日台交流の現場から 高雄の新観光スポット	55
編集後記	56

※本誌に掲載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め、執筆者個人に属し、(財)交流協会の公式意見を示すものではありません。

※本誌は、利用者の判断・責任においてご利用ください。

万が一、本誌に基づく情報で不利益等の問題が生じた場合、(財)交流協会は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

● ● 交流協会について ● ●

財団法人交流協会は、1972年（昭和47年）、日本と台湾との間の、実務レベルでの交流関係を維持するため、台湾在留邦人及び邦人旅行者の入域、滞在、子女教育及び日台間の学術・文化交流等につき、各種の便宜を図ること、我が国と台湾との貿易、経済、技術交流等の諸関係を円滑に遂行することを目的として、外務省・通商産業省（当時）の認可を受け設立されました。よって、財団法人ではありますが、外交関係の無い日台間において準公的性格を有する機関であり、台北・高雄事務所は、それぞれ大使館、総領事館と同じような役割を果たしております。

再び 増加する日本の製造業の台湾投資 ～台湾を通じた海外事業展開の優位性と成功への鍵～

野村総合研究所 台北支店
副総経理 田崎 嘉邦

急激に進んだ円高の影響により、日本の製造業の生産拠点の海外移転が加速している。生産拠点の海外移転先としては、製造コストの安い東南アジアや巨大市場を擁する中国やインド等が注目されており、一般論として、台湾は既に経済発展が進み、生産拠点の立地場所としてはコストが高くなり過ぎているように評価されていると感じられる。しかしながら、実際は、日本の製造業の台湾への投資は、昨年後半頃から大きく伸びてきている。

2006～2007年に過去最高を記録した日本から台湾への直接投資は、件数、金額共に減少傾向にあったが、2010年は共に増加に転じた。2011年に入っても増加傾向は変わらず、特に件数については、1～7月合計で、対前年同期比5割増と大きく伸びてきている。これを、業種別にみると、近年減少傾向にあった製造業の比率が、再び増加に転じている。

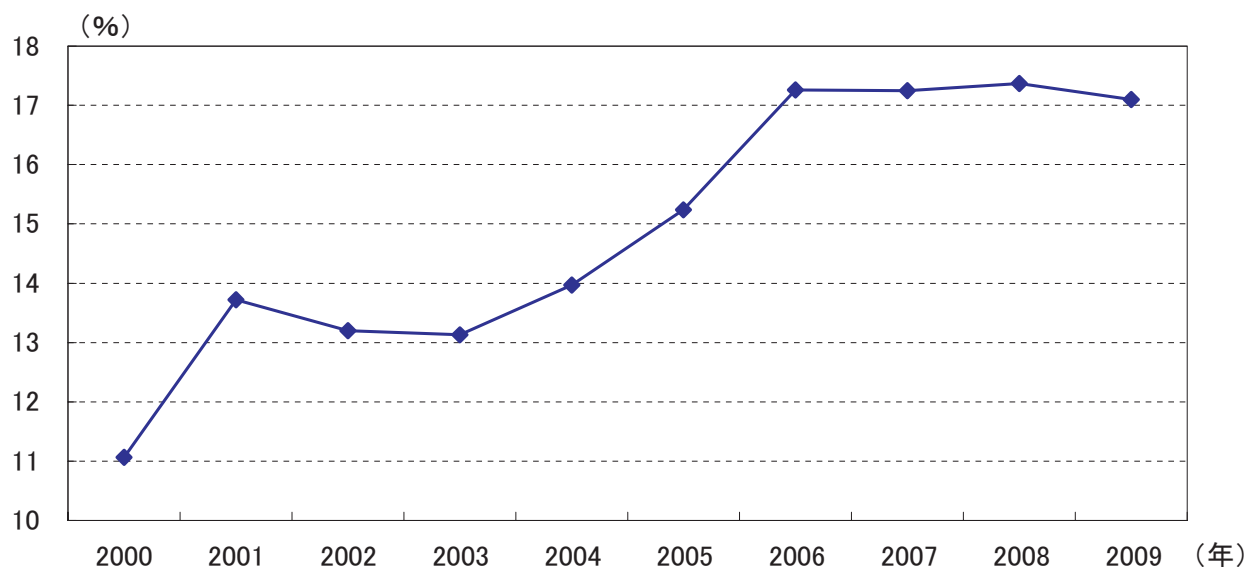
本稿では、日本の製造業にとって、なぜ台湾が生産拠点の場として選ばれているのか、その優位点や狙い、そして台湾進出を成功に導くためのポイントについての考察を行なう。

1. 日本の製造業による国内生産拠点の海外移転

近年、日本企業は海外での生産比率を引き上げ

てきている。内閣府の「企業行動に関するアンケート調査」によると、2000年には11%だった海外現地生産比率は2009年には17%に上昇している。こうした海外生産比率の上昇には、国内生産

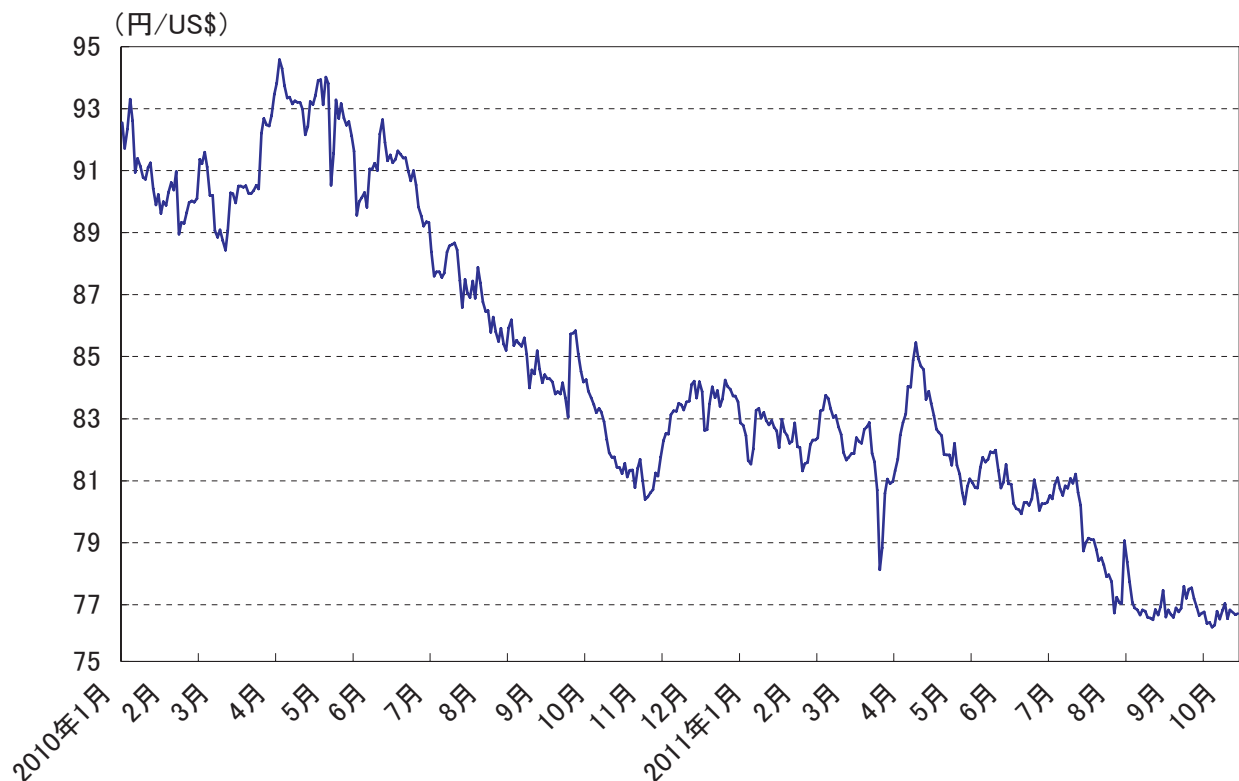
日本企業による海外現地生産比率の推移



注) 2010年は見込み値

出所)「企業行動に関するアンケート調査」内閣府経済社会総合研究所景気統計部

最近の日本円対米ドル為替レートの推移



注) グラフの値は、毎日の終値

出所) Yahoo Finance のデータを元に、NRI 作成

コストの上昇、海外企業との技術格差の縮小、円高の進展等、複数の要因が影響しているものと思われる。

こうした中で、2010 年半ばより円高が急激に進んできている。上述の内閣府の調査では、アンケート対象各社の 2010 年の対米ドル想定レートは、1 米ドル約 88 円であったが、2011 年 9 月には 1 米ドル約 76 円まで円高が進んでいる。こうした急激な円高に加え、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による被害や、その後の原発事故に起因する電力不足や電力コストの引き上げ懸念から、この数ヶ月の間、日本の製造業による海外への生産拠点移転の動きが非常に活発化している。

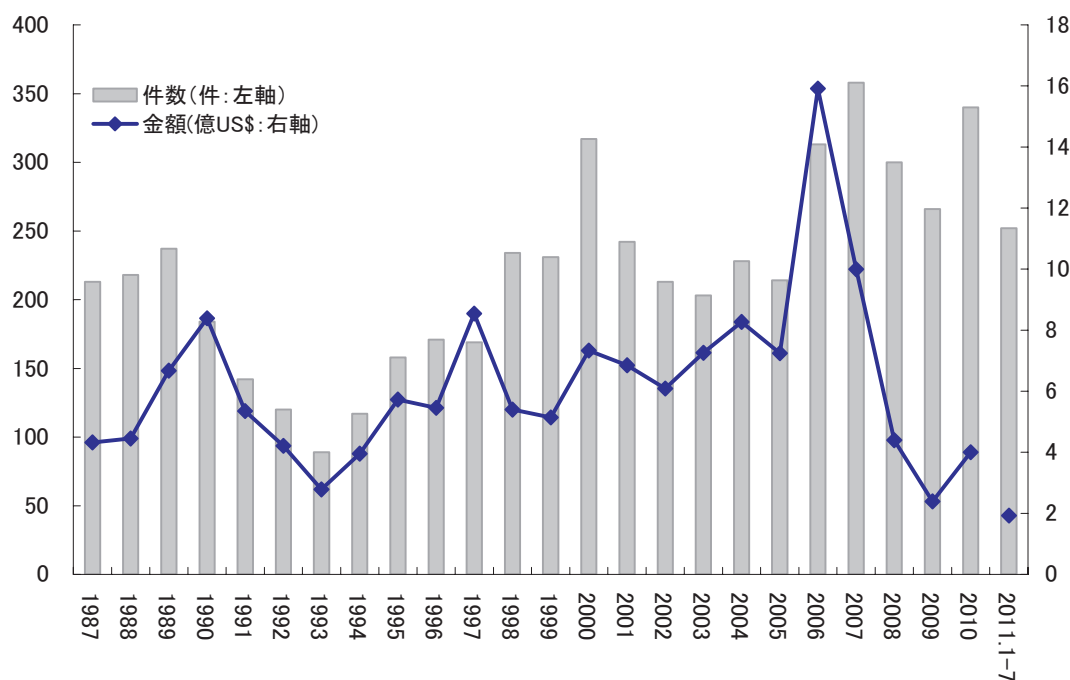
2. 日本企業の台湾への投資状況の推移

1) 全業種の投資状況

台湾への海外からの投資は、1952 年 1 月～2011 年 7 月までの累計で 26,145 件、1,095 億 US\$ に達している。このうち、日本からの投資は 6,454 件、165 億 US\$ に上っており、投資件数で第 1 位 (24.7%)、投資金額で第 4 位 (15.0%) となっている¹。(投資金額は第 4 位だが、第 2 位と第 3 位はタックスヘイブン地域である英領カリブ海と、台湾と租税協定を結んでいるオランダであり、当地に設立された投資ファンドや投資会社による

¹ 経済部投資審議委員会資料の「外国人投資分区統計表」に基づく。但し、同統計は海外からの直接送金件数及び金額の統計となっているため、既に台湾に設立された外資系企業の追加投資等も含まれる一方で、外資系企業が台湾内で調達して行なった投資は含まれないことに注意が必要である。

日本から台湾への直接投資件数及び金額の推移



出所) 經濟部投資審議委員会資料より NRI 作成

ものも多いと考えられることから、実質的な事業投資に関しては第1位の米国に次いで第2位と考えられる)

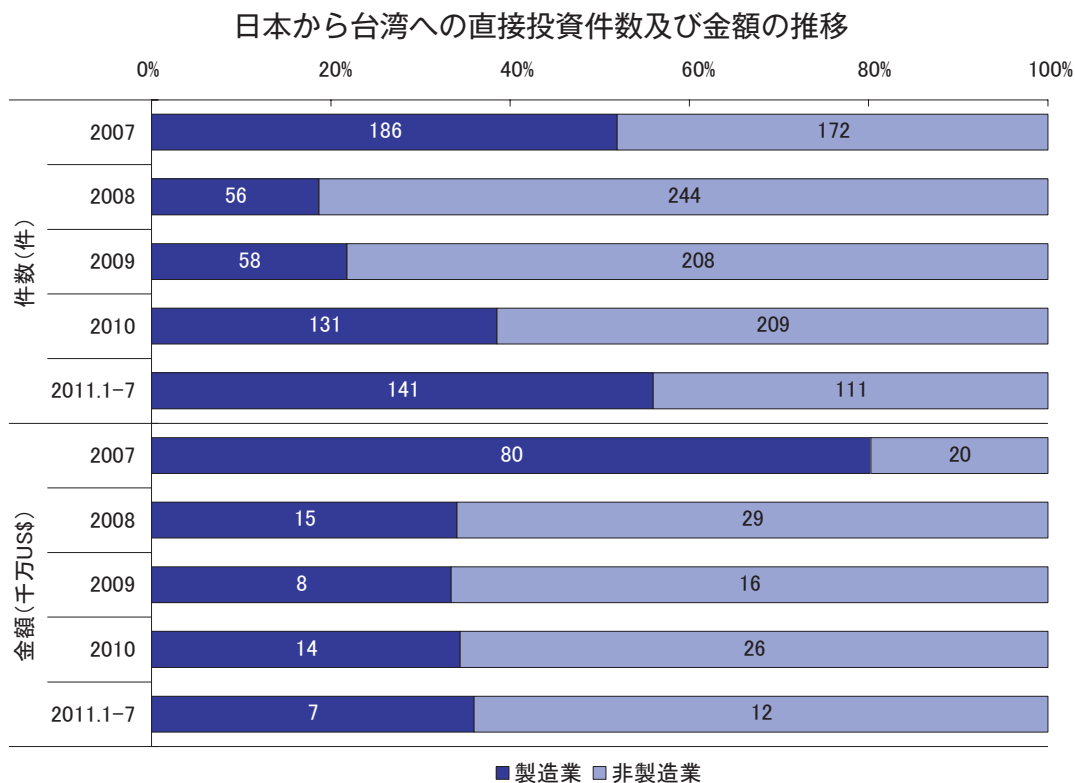
このように、台湾にとって日本は非常に重要な投資元となっているが、その推移をみると、投資件数では2007年の358件、投資金額では2006年の15.9億US\$をピークに減少傾向にあった。しかしながら、2010年には340件、4億US\$と対前年比で投資件数、金額共に増加に転じており、2011年も前年を上回るペースで投資が行われている。特に件数については、1～7月までで既に252件(対前年同期比5割増)に達しており、2007年を上回って史上最大の投資件数になると見込まれている。

なお、投資件数に比べて金額がそれ程回復していないのは、後述する業種の関係もあると考えられるが、在台日系企業が台湾内で独自に資金調達を行なうケースが増えてきていることも影響しているのではないかと推察される。これまでは日本の親会社からの出資や融資(所謂、親子ローン)

を受けるケースが多かったが、設立されてから既にある程度の歴史を持つ在台日系企業であれば、内部留保の活用や台湾で融資を受けるケースも増えてきているのではないと思われる。実際、昨年から今年にかけて公表された大型投資案件の中でも、投資審議委員会の審議案件に入っていないものや、入っていても一部のみというケースがいくつも見られる。こうしたことから、日本企業による台湾への投資のうち、特に金額については投資審議委員会の統計は、実態をあまり反映しなくなりつつあると言えるかもしれない。

2) 業種別にみた投資状況の推移

日本から台湾への業種別投資件数及び金額をみると、2007年は件数の約半分、金額の約8割を製造業が占めていたものの、2008年には製造業の比率が件数の約2割、金額の約3割まで急減し、2009年も同様であった。しかし、2010年の投資件数では製造業の比率が約4割と再び上昇し、2011年(1～7月)は6割弱にも達している。特



出所) 經濟部投資審議委員会資料より NRI 作成

に投資件数については、今年は1～7月だけで141件と、昨年全体の投資件数を既に上回っていると共に、2008、2009年の約2.5倍と急増している。

実際、昨年から今年にかけて、数多くの日系メーカによる工場新設や拡張が発表されている。例えば、CNC旋盤等が2010年6月に締結されたECFA(中台経済協力枠組み協議)のアーリーハーベスト(早期関税引き下げ項目リスト)に入っている工作機械については、台湾における下請メーカの技術力、優秀な労働力を背景に、中国等の新興国市場向け低～中価格品の生産拠点としての工場新設や拡張計画が、昨年後半から相次いでいる。また、今年に入ってから、半導体や液晶、プリント基板等の部材や完成品の分野においても、工場の新設・拡張の動きが顕著になっている。これには、台湾における大型顧客の存在や長引く円高、台湾や韓国企業との技術格差の縮小等が影響しているものと思われる。

3. 生産拠点としての台湾の魅力

1) 日本の製造業にとっての台湾の優位点

前章で述べたように、日本企業による台湾への投資は、台湾経済の成熟化を背景に、製造業から非製造業に重点が移ってきていると考えられてきた。しかしながら、2010年頃から再び製造業による投資が増えつつあり、特に今年は製造業による投資が大きく伸びている。

この背景としては、既に述べたように、円高の更なる進行や新興国競合企業との技術格差の縮小、日本国内需要の減少といった状況に加え、東日本大震災やその後の電力不足を契機としたBCP(Business Continuity Plan)上の問題に基づく生産拠点の分散化ということも影響していると思われる。こうした中で、日本の製造業の中には、海外への生産拠点の移転や海外企業への生産委託の実施といったことに対して本気で取り組む必要に迫られている企業も多い。生産拠点の海外移転

に際しては、単にコストや現地の需要だけを考えると、中国や東南アジア等が候補に挙がるのが一般的であろう。しかしながら、生産場所を海外に移す際には、単なるコスト上の問題だけではなく、技術力を持った下請企業の集積や優秀な技術者の存在、技術ノウハウの流出懸念の少なさといった点も重要なポイントとなる。また、今年1月より一部の製品において関税の引き下げが始まっている ECFA (Economic Cooperation Framework Agreement、中台経済協力枠組み協議) を初めとした中台関係の改善や規制緩和の動き、政府の様々な支援施策も、大きなプラス材料であろう。これらの視点から見ると、日本の製造業にとって、台湾は十分に検討対象になりうるのではないかと考えられる。

日本の製造業が台湾に生産拠点を設けるに当たっての台湾の優位性については、事業環境と事業パートナーの2つの視点から整理することが出来る。

2) 優れた事業環境

(1) 対中規制の緩和

台湾は、2008年5月の馬英九政権誕生後、対中関連の規制緩和を次々と進めてきた。2008年7月には、一部地域の中国人団体旅行者の来台を解禁した。そして、同年12月には台湾と中国との間の直航便がチャーター便の形で実現し、2009年4月にはチャーター便から定期便化した。更に、同年7月には中国資本による台湾への投資開放(製造業63項目、サービス業24項目、公共事業11項目)の実施、同年11月には中国との間の金融MOU(覚書)の締結と、対中規制の緩和を非常にスピーディーに進め、2010年6月にはECFAの締結に至っている。

ECFAについては、2011年1月1日より、既に台湾から中国への輸出物品557品目(HSコード8桁ベース)について関税の引き下げが開始して

いる。現在の関税引き下げ対象品目はまだ少ないため、産業全体に与える影響は限定的ではあるものの、対象となっている工作機械や自動車部品の中には、輸出金額が対前年比7割以上と、非常に高い伸びを示している品目もある。今後は、ECFAの対象品目の拡大も期待されることから、台湾を経由した中国輸出を狙った動きが、更に活発化することが予想される。

人の移動についても、2011年6月より中国からの個人旅行が解禁された。現在は、北京市、上海市、アモイ市に限定して許可されているが、今後はエリアの拡大が予想される。また、中国人の台湾の大学への入学も既に許可され、学生の流入が始まっている。これにより、例えば、中国の技術者を台湾の工場や研究施設に派遣して研修を行う、台湾と中国の拠点が連携して新製品開発を行なう、等といったことがやり易くなるといったメリットが出てくる。また、台湾の大学を卒業した中国人を通じて、中国と台湾の拠点の連携が更にスムーズに進むことも期待できる。

(2) 税率引き下げや各種優遇措置の整備

台湾は、2010年に営業所得税(法人税)率を従来の25%から17%まで、大幅に引き下げた。これにより、台湾の法人税率は、香港、シンガポールと並んでアジア最低水準となっており、日本の半分以上、中国や韓国と比べても7~8%低くなっている。この法人税の低さは、日本企業が台湾に法人を設ける際の大きなメリットとなる。

法人税率を大幅に引き下げた代わりに、これまで実施されてきたハイテク関連企業向けの税制優遇等の、業種に特化した優遇措置の多くは廃止された。しかしながら、台湾における研究開発機能の強化狙う台湾政府の意向に基づき、企業のR&D機能に関する優遇措置は非常に充実している。

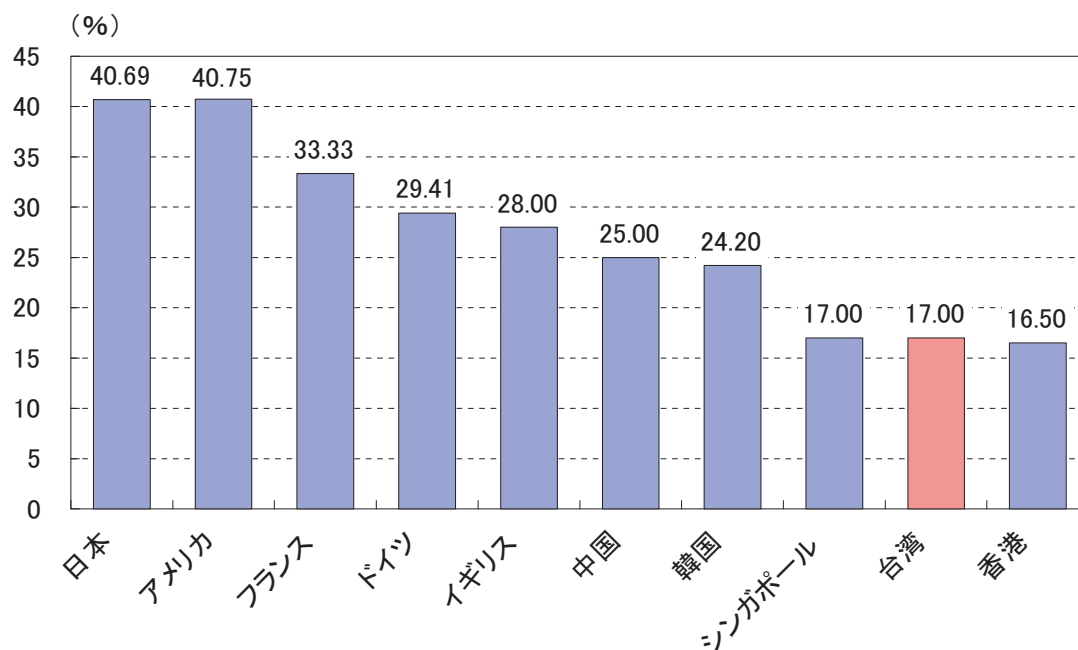
具体的には、基礎研究、製品開発、R&Dセン

ターの設置、科学技術の応用サービスの開発など、幅広い R&D 活動に対する助成制度が提供されている。また、各種 R&D 助成制度のほか、産業創
新条例の規定により、企業は製造業／非製造業を

問わず、R&D 支出の最大 15% を法人税の課税所得からの控除することができる。

(3) 知財保護や投資保護体制の整備

主要国・地域の法人税率（実効税率）比較



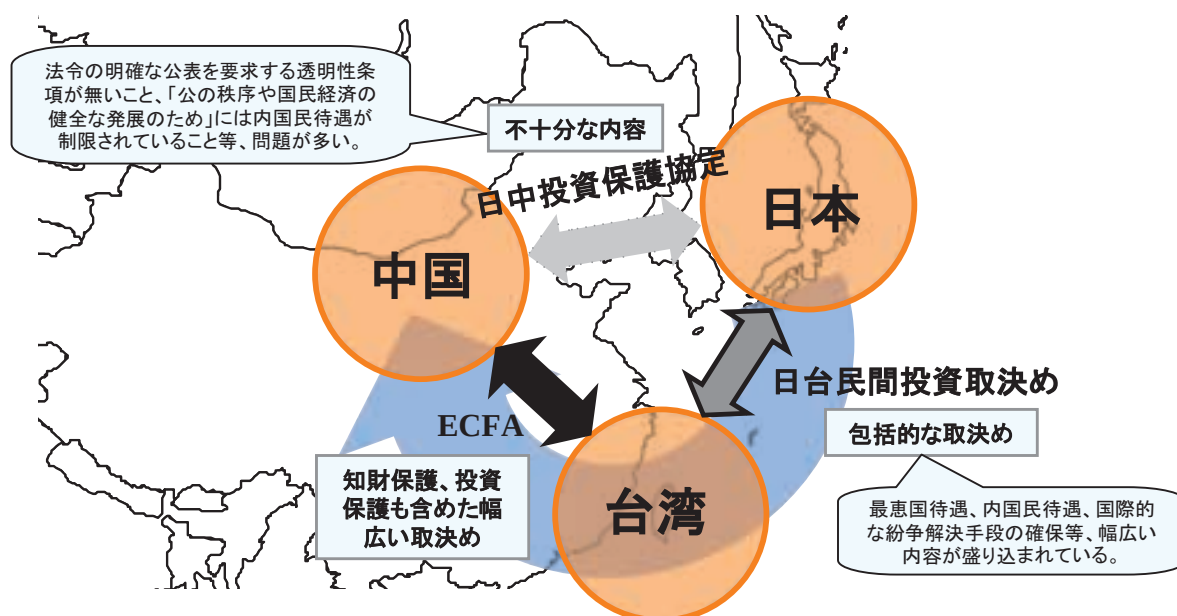
注) アメリカはカルフォルニア州の税率
出所) 日本財務省資料及び各国データより NRI 作成

台湾の主な R&D 助成制度

制度名称	主管 機関	概要	政府補助の上限
主導性新産品開発補導計画	經濟部工業局	市場潜在性を持ち、その核心技術が現在の国内工業水準を超える製品の開発が対象	3 年 3,000 万 NT\$ (研究開発支出の 50% まで)
業界開発産業技術計画 (ITDP)	經濟部技術処	将来性があり、かつ、台湾産業の付加価値化に寄与する研究開発が対象。基礎研究寄り	3 年 3,000 万 NT\$ (研究開発支出の 50% まで)
創新科技応用及服务計画 (ITAS)	經濟部技術処	科学技術の応用サービスや科学技術を活用した事業運営モデルが対象	FS フェーズ：300 万 NT\$ 実行フェーズ：3 年 3,000 万 NT\$ (総経費の 50% まで)
サービス業研究発展補導計画 (ASSTD)	經濟部商業司	サービス事業者が実施する新しいサービス、経営モデル、マーケティングモデルなどが対象	2 年 500 万 NT\$ (研究開発支出の 50% まで)
国外企業 R&D センター設置奨励計画 (MNCF)	經濟部技術処	台湾に R&D センターを設置した企業に対し、人件費や施設賃料、国内他機関との共同開発に伴う費用などを補助	補助額の規定なし (総経費の 50% まで)

出所) 經濟部投資業務処委託事業 (各政府機関のウェブサイトをも NRI が整理)

日本や台湾を取り巻く投資保護協定の状況



出所) 各協定や取決め内容等より、NRI 作成

台湾は、中国等と比べて知的財産保護に関する法整備及び運用が適切になされていることから、知的財産やノウハウの流出を懸念する日本企業にとっては、開発や生産機能の設置や委託、協業等を相対的に検討し易い環境にある。また、現在、日本側が強く要望してきた専利案（特許、実用新案、意匠を規定する法律で、日本の特許法に相当）の改正案が今年4月に立法院（国会に相当）経済委員会の審査を通過し、現在開催中の立法院での通過が期待されている。この改正案では、「新規性喪失例外事由への刊行物発表の追加」、「外国語明細書による出願制度の維持」、「初審許可査定後の分割出願の認容」、「部分意匠制度の新設」等といった内容が盛り込まれており、成立すれば、日本企業にとって知財保護の面で大きなプラスとなることが見込まれる。更に、台湾と中国との間のECFA協議においても、台湾と中国双方における知財保護に関する協議が行なわれており、台湾を通じて中国における知財保護を図っていくといった方策も、有効になってくる可能性もある。

また、投資保護に関しては、2011年9月22日

に締結された「日台民間投資取決め」（一般の投資保護協定に相当）によって、日本から台湾への投資保護の環境は更に改善された。元々、台湾は海外からの投資に関する規制は非常に少なく、台湾における投資財産に関する保護に関しても、法律に則って保護されてきていた。今回の「日台民間投資取決め」は、その良好な投資環境を更に改善するものであり、投資活動や投資財産の保護に加え、国際的な仲裁規則を活用した紛争解決手段等も盛り込まれた、包括的なものとなっている。

これにより、特に海外投資に慣れていない日本の中小企業は、より安心して台湾に投資できるようになると考えられる。また、日本から台湾への投資がよりやり易くなるといったポイントだけでなく、「法令の明確な公表を要求する透明性条項が無いこと」や「公の秩序や国民経済の健全な発展のためには内国民待遇が制限されていること」等、問題が多い日中間の投資保護協定を回避する目的として、ECFAにおける台湾と中国との間の投資保護に関する規程との相乗効果も期待される。

(4) 多様な資金調達手段

台湾では、銀行借り入れだけでなく、株式市場からの資金調達等、多様な資金調達を比較的容易に行なうことが出来る。先進的な技術や発展可能性を有している台湾企業の場合、企業の立ち上げ段階でも、私的人脈を通じた個人投資家や200社超のベンチャーキャピタルから積極的な投資が行われる。そして、企業が成長し、上場を検討する規模になれば、エマージングマーケット(興櫃)という非上場企業の取引市場に登録して広く資金を募ることができる。その後、科学技術関連企業の特別上場制度も設定されている店頭取引市場(GreTai)やメインボードである台湾証券取引所へと、企業の発展段階に合わせた証券市場が整備されており、一貫した資金調達環境が提供されている。

台湾証券市場は台湾の産業構成を背景として、電子・IT系産業に傾斜した市場になっている。また、台湾企業には中国市場で成功している企業が多く、中華圏との親和性が高いことも特徴として挙げられる。こうした台湾証券市場は、まず、株価が好調である。台湾証券取引所の代表指数TAIEXは2009年5月に金融危機以前の水準まで東アジア最速で回復した。現在は、欧米の経済危機の影響を受けて株価を下げているものの、その下げ幅は他国に比べて相対的に小さい。また、PER(株価収益率)もアジアで日本に次いで高く、投資家から高い評価を受ける傾向にある。また、回転率も韓国証券取引所に並び一貫して高い。これは取引が活発であることを示し、上場時だけでなく増資の際にも有利になる。また、審査費やコンサルティング費、証券会社の引受手数料率等の上場コストも他市場より半分から1/3と格段に低い。これは、特に多額の資金調達を必要としない中小企業の場合、大きなメリットとなる。台湾証券市場の高パフォーマンスの背景には、取引高の約70%を占める個人投資家の存在がある。台

湾の一人あたり名目GNPは2001年以降、年率3.4%で成長している上、2009年の相続税引き下げを受けて海外からの資本還流も増加しており、今後も個人投資家の成長が期待されている。

こうした台湾の株式市場からの資金調達を日本企業が行う場合、以下の3パターンが考えられる。第一に、台湾にある日本企業の現地子会社が第一上場するパターンである。既にセコム、ファミリーマート、SUMCO、滝澤鉄工所等の日本企業が台湾で子会社上場を果たしている。既存事例によると、台湾での知名度、従業員の士気向上が期待でき、親会社から資金面での独立性を高めるための資金調達手段にもなる。第二に、今後の可能性として、日本の未上場企業による第一上場が考えられる。利点としては、台湾の産業構造を反映し、投資家の電子系企業に対する技術評価能力が高いと言われている点が指摘できる。例えば、電子産業で世界シェア3-4位の企業の場合、より上位の企業が既に上場している等の理由から、日本市場での注目度は低い傾向がある。しかし、台湾では希少な技術や製品を有するならば、台湾市場においては好評価を受ける可能性が高くなる。また、新規上場が非常に難しくなっている日本の証券市場での上場が難しいベンチャー企業についても、技術力を持っている企業であれば、台湾証券市場で上場できる可能性は十分にある。第三に、日本の上場企業による第二上場が考えられる。その方法としてはTDR(Taiwan Depository Receipts)発行が一般的である。台湾市場における電子・IT系産業の時価総額は東アジアで東京証券取引所に次ぐ規模であり、電子系企業の第二上場先としては最有力候補とすべき市場である。また、台湾市場での調達資金の海外持ち出しは既に自由化されているため、業種を問わず海外展開資金の調達手段としても利用できる。このTDRの発行については、既にエルピーダメモリが2011年2月に台湾証券取引所に上場し、100億円強を

台湾と直行便が結ばれている中国側の空港及び港湾

分類		空港／ 港湾数	空港／港湾名
航空		37	上海（浦東）、上海（虹橋）、大連、天津、太原、北京、石家荘、合肥、成都、西安、昆明、杭州、武漢、長沙、長春、青島、南京、南昌、南寧、ハルビン、重慶、桂林、海口、深圳、貴陽、廈門、煙台、寧波、福州、広州、鄭州、済南、瀋陽、塩城、温州、黄山、蘭州
海運	海洋港	52	丹東、大連、營口、唐山、錦州、秦皇島、天津、黄驊、威海、煙臺、龍口、嵐山、日照、青島、連雲港、大豊、上海、寧波、舟山、臺州、嘉興、温州、福州、松下、寧徳、泉州、蕭厝、秀嶼、漳州、廈門、汕頭、潮州、惠州、蛇口、鹽田、赤灣、媽灣、虎門、廣州、珠海、茂名、湛江、北海、防城、欽州、海口、三亞、洋浦、石島、萊州、臺州港大麥嶼港區、寧波舟山港沈家門港區
	河川港	16	太倉、南通、張家港、江陽、揚州、常熟、常州、泰州、鎮江、南京、蕪湖、馬鞍山、九江、武漢、城陵磯、銅陵

出所）交通部資料より NRI 作成

調達した。

以上のように、日本企業としては、台湾での事業展開に必要な資金を証券市場から調達することも、重要なオプションの1つとなろう。

（５）整備された国際的な人流、物流網

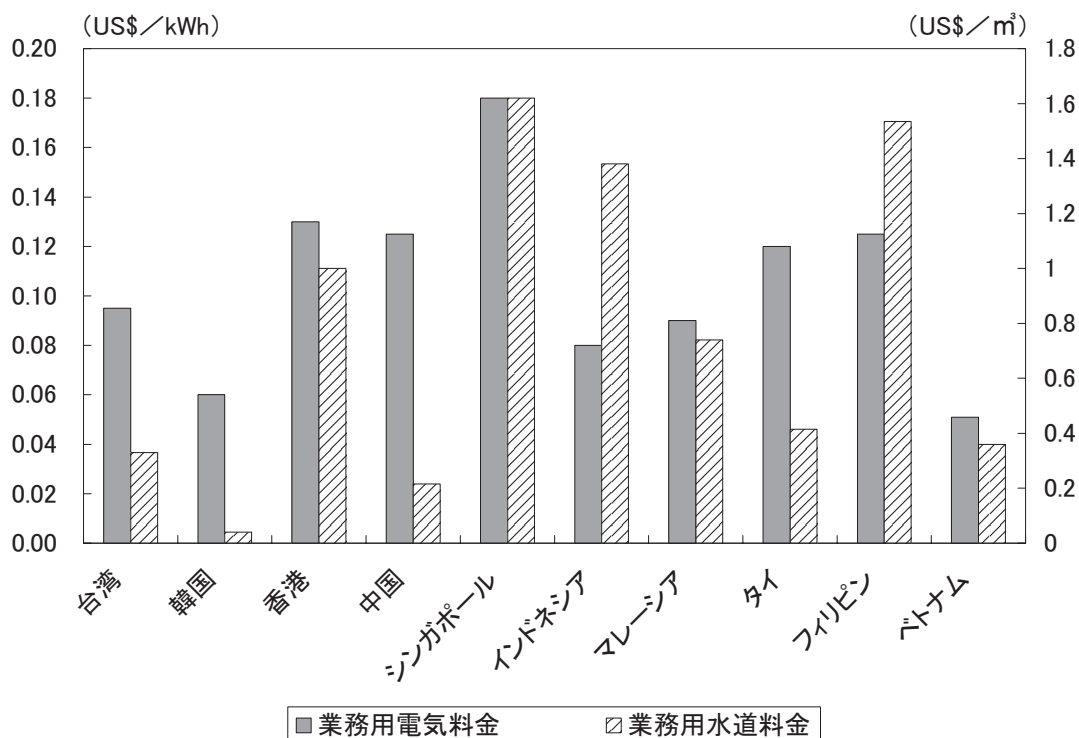
馬英九政権の選挙公約として掲げられた「愛台十二建設計画」では、投資総額 3 兆 9,900 億 NT\$ をかけて、台湾のインフラや都市整備等を行うこととなっている。この計画の中には、桃園国際空港の拡張や高雄港の再整備等の、国際的な空港及び港湾の整備が挙げられ、整備計画が進められている。また、台北市に近接した新しい国際港湾として、台北港も既に完成し、現在拡張工事が行われている。

こうした国際的な空港や港湾の整備に加え、これまで存在していなかった中国との間の直行便が実現し、充実が図られている。2008 年までは香港等の第三国を経由しなければならなかった中国への空路や海路が、2009 年 4 月の定期化以降、直接結ばれるようになっていく。現在、中国との直航便は、空路で 37 空港、海路で 68 港湾と結ばれている。また、空路については、週 558 便と非常に

密度が高く直行便が就航している。

こうした台湾と中国の直行便には、桃園空港と南京空港や、高雄港と太倉港（中国・蘇州）との直航便等、台湾と中国の地方空港、港湾を結ぶ航路も数多い。これは、台湾政府が桃園空港や高雄港を、中華圏、更にはアジアのハブ空港、ハブ港湾としようとしている意図の表れである。つまり、台湾と中国の地方都市との路線を拡充することで、中国の地方都市を桃園空港や高雄港の「後背地」としようとしているということであり、韓国の仁川空港が日本の地方都市との直行便を増やし、日本の旅客を増やしているのと同様の考え方である。例えば、南京市の人々がアメリカに行く場合、新幹線で上海まで行き、そこからバスに乗り換えて上海浦東空港まで行ってアメリカに向かうよりも、南京空港から台湾の桃園空港に行き、アメリカ便にトランジットする方が便利である。また、蘇州からアメリカに貨物を運ぶのに、陸路で上海港まで運んで、通関時間が安定しない上海税関を経由してアメリカ行きの船に乗せるよりも、蘇州から高雄港に運んで高雄港でアメリカ行きの船に積み替えるほうが、通関時間を含めた全体の輸送時間が安定するというメリットもある。

東、東南アジアの主要国・地域における工業用電力及び水道料金の比較



出所)「第21回アジアオセアニアの投資関連コスト比較」(2011.4、日本貿易振興機構)よりNRI作成

こうした中国との間の航空や海運の路線の充実だけでなく、台湾政府は東南アジアとの路線の拡充にも力を入れている。これは、東南アジア各国に進出を進める台湾企業の利便性を高めると共に、中国だけでなく、バランスの取れた国際ネットワークの充実を目指す目的がある。日本企業としては、こうした台湾の優れた国際路線網も大きな魅力となる。

(6) 安価且つ安定したユーティリティ

台湾は生産拠点としては高コストと思われがちであるが、電力や水道といったユーティリティコストは安く押さえられている。

業務用電力料金については、台湾は約10セント/kWh弱となっており、韓国には及ばないものの、シンガポールや香港、中国、タイ、フィリピンよりも安くなっている。しかも、中国や東南アジアとは異なり、電力供給は極めて安定しており、停電の恐れは殆ど無い。これは、台湾の電力

供給能力が需要を大幅に上回っていると共に、電力会社は国営の台湾電力の1社独占であり、台湾電力の財務を悪化させても（実際、台湾電力は赤字が続いている）国策として安い電力料金を維持するという政府の方針が働いているからである。

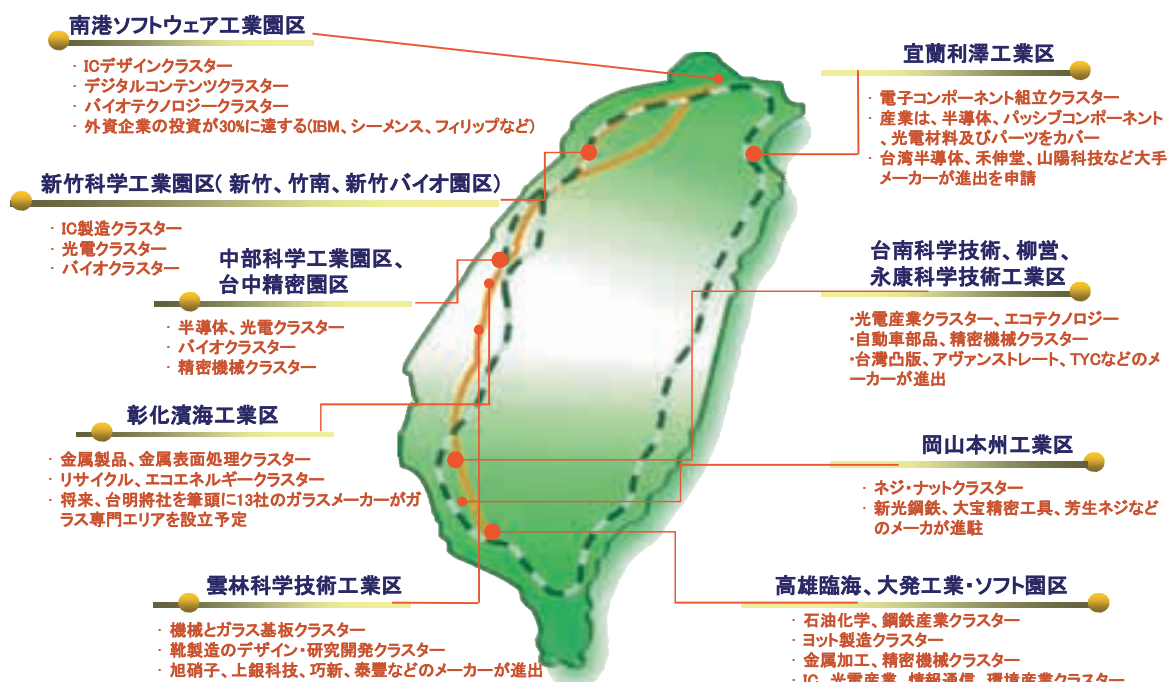
また、水道料金も、非常に安価となっている。韓国や中国には及ばないものの、タイやベトナムと並んで、アジアでも非常に安い水準を維持している。

3) 事業パートナーとしての台湾の強み

(1) 優秀な技術者や技術力を持った企業の集積

台湾は、中華圏では珍しく、これまで「モノづくり」で経済発展を遂げてきた。1950年代より日本統治時代の資産や米国の援助を背景とした食品、繊維等の軽工業が発展し、その後、石油化学、金属等の重工業へとシフトしていった。1970年代には輸出加工区の整備に伴い、工作機械や精密機械、電気機器等の加工輸出型の産業が発展し、

台湾における産業クラスターの状況



出所) 經濟部投資業務処資料

1980年の新竹サイエンスパークの開設後は半導体やコンピュータ等のハイテク産業の発展が始まった。その後、南部サイエンスパーク、中部サイエンスパークとサイエンスパークの整備が進められ、液晶やLED、太陽電池等の産業集積が続いている。

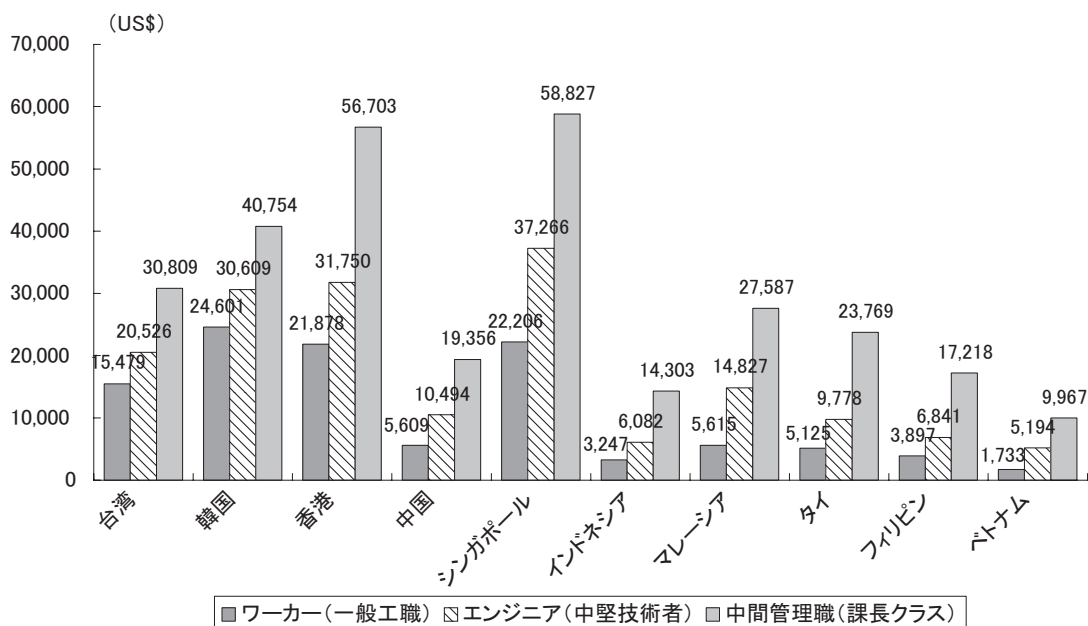
このように、台湾は、日本と同様に製造業が経済発展を牽引し続けている地域であるため、「モノづくり」のノウハウを持った技術者や企業が、九州とほぼ同じ大きさの小さな島の中に集積する、世界的にも珍しい産業クラスターが形成されている。この産業クラスターには、大手企業だけでなく、中小企業も非常に多い。科学工業園区等に入居している中堅～大手企業だけでなく、一般の工業区には、数多くの技術力を持った、所謂「町工場」が数多く存在する。例えば、桃園縣や台中市には、日本の墨田区や大田区、東大阪市等と同じような中小企業の集積が見られ、大手企業のモノづくりを支えている。

一方で、こうした製造業を支える技術者の集積

も厚い。ハイテク関連の技術者だけでなく、金型や微細な金属加工等といった、アナログな「職人技」が必要となる分野の技術者も多いことも、台湾の特長と言えよう。しかも、技術者のコストは、他国と比較してそれ程高くない。JETROの調査結果によると、ワーカークラスについては、台湾は韓国や香港、シンガポールの6～7割と低いものの、中国や東南アジア各国と比較すると3～5倍も高くなっている。しかしながら、台湾はワーカークラスとエンジニアや中間管理職クラスの賃金差が相対的に少なく、中間管理職クラスを比較すると、中国や東南アジア各国との差はかなり小さくなっていく。

こうしたことから、単なる労働集約的な量産型の工場ではなく、技術力を必要とする製品開発や製品加工等を必要とする工場、現地からの安定した品質の部品調達が求められる工場の立地場所として、台湾は適していると言えよう。なお、台湾では1997～2006年まで最低賃金が引き上げておらず、その後も引き上げ幅は年3%弱と、非常に

アジア各国・地域における雇用者年間実負担額



出所)「第21回アジアオセアニアの投資関連コスト比較」(2011.4、日本貿易振興機構)よりNRI作成

小さく抑えられている。こうしたことから、中国や東南アジアとの賃金格差は、更に縮小する傾向にある。

(2) 台湾企業の国際ネットワーク力と中国での実績

台湾企業は、これまで日本や中国といった近隣諸国との間で、国際的なバリューチェーンを築き上げてきた。これは、台湾の貿易収支を見ても分かり、対日貿易収支は大幅赤字となっているのに対して、台中貿易収支は大幅黒字となっている。

例えば、ノート PC の場合は、日本から半導体や液晶等の製造設備や材料を輸入し、台湾で半導体や液晶等の主要部品の製造を行なう。そして、これらの主要部品を中国に運び、中国にて最終製品であるノート PC に組み立て、それらを欧米に輸出している。台湾企業は、日本企業との協力、中国に進出した台湾系アセンブリ（組み立て）企業、HP やデル等といった国際的な PC ブランドメーカーとの連携を通じて、こうした国際的なバリューチェーンを作り上げているのである。

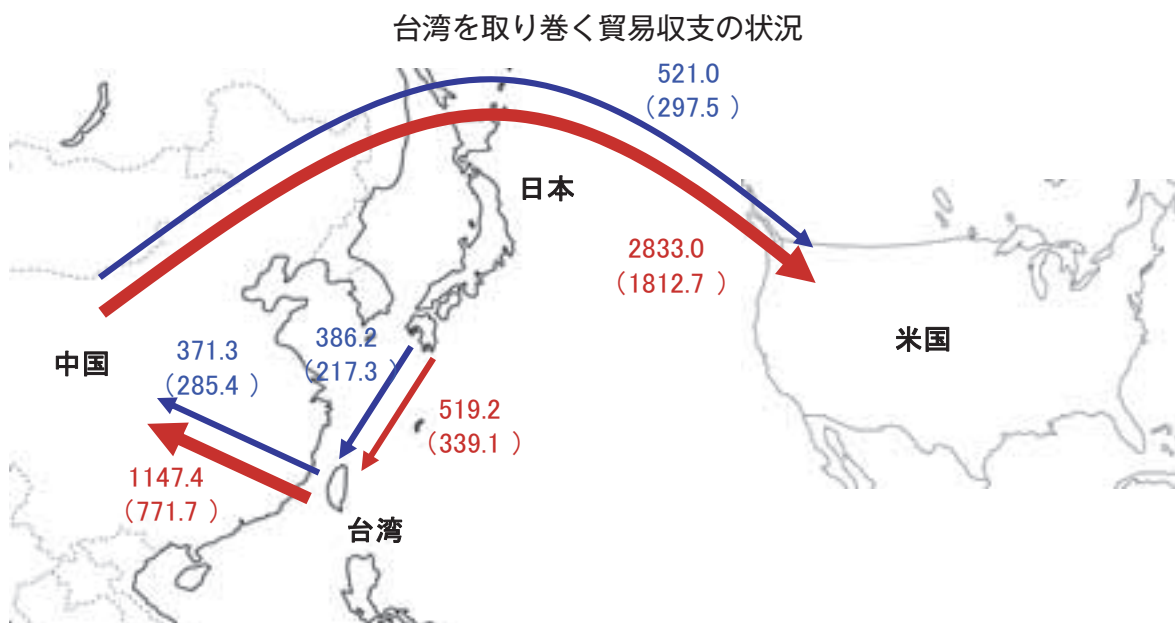
こうした動きは、ノート PC だけでなく、スマートフォンを始めとした携帯電話、ゲーム機器、テレビ等、数多くの IT 機器、AV 機器に及んでいる。例えば、iphone や ipod、ipad といったアップル製品は、タッチパネルや基盤といった主要部品から最終組立まで、台湾企業が担っている。日本企業との協業についても、日本の完成品メーカーによる外部調達比率の上昇や組立工程の外部化といった流れが強まるにつれて、東芝のノート PC やソニーのテレビ等、数多くの日本企業の製品が台湾企業との協業によって作られる状況になってきている。

このように、台湾企業は国際的なバリューチェーンの中で、他社との水平分業体制を確立してビジネスを行なっている点が韓国企業と異なる点であろう。台湾と韓国は、輸出型のハイテク産業の集積地として良く比較されるが、台湾企業と韓国企業の最大の違いは、台湾企業が水平分業を志向するのに対して、韓国企業は垂直統合を志向している点である。サムスンや LG といった韓国の大手企業財閥は、原材料や設備から完成品に至

るまで、全てを自社グループ内に取り込むことで成長してきているため、特に日本の中小企業としては協業を行なうにしても先方に取り込まれてしまう危険性が高い。しかしながら、台湾企業の場合は、中小企業も含めた数多くの企業が水平分業体制でモノづくりを行っているため、比較的对等な立場での協業体制を築ことが出来る可能性が

高い。

また、台湾企業の強みとしては、やはり中国市場での実績が挙げられる。製造業での中国市場での高いシェアは良く知られているが、先に挙げたノート PC 等のアセンブリ会社等は、中国の輸出産業を支えている。中国の輸出トップ 10 企業のうち 6 社は台湾系企業であり、トップ 4 を独占し



注 1) 数字の単位は、全て億 US\$

注 2) 青字は 2000 年、赤字は 2010 年

注 3) 上段の数字は矢印の出所から見た輸出額、() 内の数字は貿易黒字額

出所) 各国貿易統計を元に NRI 作成

2009 年の中国の輸出企業トップ 10

順位	企業	輸出 (億 US\$)	台湾の親会社
1	達豊 (上海) 電腦	217	広達電腦 (QUANTA)
2	鴻富錦精密工業 (深圳)	132	鴻海精密 (HONG-HAI、Foxconn)
3	仁宝信息工業 (昆山)	88	仁宝電腦 (COMPAL)
4	富泰華工業 (深圳)	87	鴻海精密 (HONG-HAI、Foxconn)
5	諾基亞通信 (ノキア)	83	—
6	緯新資通 (昆山)	71	緯創 (Wistron)
7	華為技術有限公司	69	—
8	名碩電腦 (蘇州)	63	華碩電腦 (ASUS)
9	中国船舶工業貿易	52	—
10	中国石油天然ガス集团	51	—

出所) 中国商務部の資料に基づき、NRI 作成

ている。こうした台湾系企業は、各社とも中国において十数万人の従業員をマネジメントしており、工場建設等に伴う地方政府とのコネクションも含めて、中国市場での人材マネジメントや人脈の面で、非常に優れたノウハウを有している。

こうした中国での台湾企業のネットワークは、輸出上位企業に名を連ねる大手企業だけでは無い。中国全土の台商協会（在中国台湾企業の企業団体）は、各直轄市や沿岸地域は勿論、東北部（遼寧、吉林、黒竜江）や内陸部（四川、広西、雲林、貴州）でも設立されており、その数は100を超えている。台湾人・台湾企業は中国において、言語・文化面での参入障壁が小さく、中堅、中小の企業でも数多く進出している。しかも、近年は中台関係の改善を背景として、許認可や投資インセンティブ等の面で、いくつかの台湾企業が優遇されるケースも出てきていることから、更に台湾企業の優位性が強まることが予想される。

（3）台湾企業と中国企業との連携

台湾政府は、中国企業とのマッチング推進による台湾企業の中国や新興国市場への進出を後押ししている。台湾の経済部は、2008年8月に台湾行政院を通過した「搭橋專案」政策に基づき、「兩岸架け橋プロジェクト」を実施している。このプロジェクトは、「政府が橋を架け、民間が橋を渡る」というキャッチフレーズの下、産業分野別に共同研究開発、共同生産、販売協力、共同投資等の実現を目指した活動を行なうものである。

最初の会議は漢方薬のテーマで2008年12月に開催され、これまで13業種、延べ33回の会議が開催されてきている。これらの会議は1つの産業分野で複数回開催されており、1年目は相互交流、2年目は商談の実施、3年目は提携協力の実現というステップで進められることとなっている。会議の内容は公開されていないが、出席者への配布資料等によると、1年目については、講演者が発

表する会議や展示会、食事会等からプログラムが構成されており、中台双方が互いの技術レベルや主要企業の状況、政府の政策等を理解することに注力されているが、2年目、3年目となるにつれて、中台の企業間や公的機関間のMOU締結等、具体的な内容が多くなってきているようである。なお、こうした会議には、一般の出席者としてであれば、日本企業等の台湾、中国以外の企業の参加も可能である。

また、個別企業や機関については、会議の場におけるMOU締結前に、既に数多くの協議を別途実施しており、MOU締結後は、個別に提携や共同研究等の交渉を行なっていくこととなる。こうしたことから、兩岸架け橋プロジェクトにおける会議が1、2回開催された後は、中台の企業や機関の相対交渉も、別途活発化しているものと思われる。

一方、政府や業界団体としては、中台間での技術の標準化や、共同での実証実験の実施等といった、個別の企業や機関では対応できないような活動を実施していくこととなる。特に、2、3回目と会議が進むにつれて、こうした具体的な成果を伴う協議が事前に行なわれ、会議の場にて成果として発表されることになっていくものと考えられる。特に、今年は多くの産業テーマで3年目の会議が実施、予定されており、こうした具体的な成果の発表や、個別企業の提携等の動きが活発化することが予想される。

例えば、グリーンエネルギーやリサイクルといった分野では、中国各都市の街灯や信号機等をLED照明へ置き換えるプロジェクトを台湾企業が受注するケースが既に出てきており、中台間での技術標準や認可基準の共通化が図られると、こうした動きは更に加速することが考えられる。また、電気自動車の分野では、台湾の電池メーカーと中国の完成車メーカーが提携して開発、商品化を進めるということも有り得よう。このように、台湾

两岸架け橋プロジェクトに基づく会議開催一覧

テーマ	開催時期及び場所
漢方薬	2008 年 12 月（台北）、2011 年 4 月（台北）
グリーンエネルギー（太陽光発電、風力発電）	2009 年 3 月（台北：太陽光発電）、2009 年 8 月（台北：風力発電）、2010 年 7 月（南京：全体）、2011 年 11 月（台北：全体）
車両（電動車両及びテレマティクスを含む）	2009 年 4 月（台北、テレマティクス）、2009 年 11 月（台北：電動車両）、2010 年 12 月（杭州：電動車両）、2011 年 8 月（新竹：全体）
通信	2009 年 6 月（台北）、2010 年 6 月（北京）、2011 年 8 月（宜蘭）
グリーンエネルギー（LED 照明）	2009 年 6 月（台北）、2010 年 6 月（北京）、2011 年 11 月（台北）
情報サービス（物流ネットワーク、クラウドコンピューティング、インテリジェントライフ等を含む）	2009 年 7 月（台北）、2010 年 9 月（南京）、2011 年 7 月（台北）
流通サービス（卸・小売、物流、電子商取引）	2009 年 10 月（台北：全体）、2010 年 9 月（上海：卸・小売）、2010 年 9 月（天津：物流）、2010 年 10 月（上海：電子商取引）、2011 年 9 月（台中：全体）
精密機械	2009 年 12 月（台北）、2010 年 10 月（南京）、2011 年 10 月（台中）
食品	2009 年 12 月（台北）、2010 年 8 月（北京）
バイオ・医療器材	2010 年 5 月（台北）、2012 年（未定）
紡織・繊維	2010 年 8 月（台北）
デジタルコンテンツ（電子書籍、動画、ゲームを含む）	2010 年 9 月（台北）、2011 年 9 月（南京）
電子産業における廃棄物削減及び電子機器のリサイクル	2010 年 10 月（台北）、2011 年 9 月（北京）
金属材料	2012 年（高雄）

注）2011 年 11 月以降の会議は全て予定であり、確定ではない。

出所）台湾經濟部技術処ホームページ（<http://doit.moea.gov.tw/Policy/>）より NRI 作成

と中国が提携を強めることは、単に中国市場における台湾企業のプレゼンスを上げるだけでなく、世界市場における中華圏（台湾や中国）企業のプレゼンスが上がることを意味する。つまり、台湾企業や中国企業の技術力やモノづくり力を活かして商品化を進め、それを中国という巨大市場で販売することで量産化を実現して生産コストを引き下げ、更に、実現した一定の品質と低コストを武器に、新興国市場のボリュームゾーンで大きな市場シェアを獲得することが狙いであり、日本企業

としては、こうしたメリットを生かして成長する台湾企業と組むことで、日本企業単独では攻略が難しい中国市場や新興国市場への参入を図っていくことが考えられる。

4) 日台産業連携架け橋プロジェクト

台湾政府は、日本企業と台湾企業とのマッチングを強化するために、「日台産業連携架け橋プロジェクト」を立ち上げようとしている。このプロジェクトは、台湾の行政院長（首相に相当）のもと、尹政務委員（無任所大臣、前経済大臣）が中心となって推進している。同プロジェクトでは、「台日産業連携推進オフィス」という専門組織を政府内に立ち上げ、兩岸架け橋プロジェクト同様、日台双方で補完関係を築くことの出来る重点的な産業分野を選び、当該分野における日台企業マッチングを進めていくことになっている。

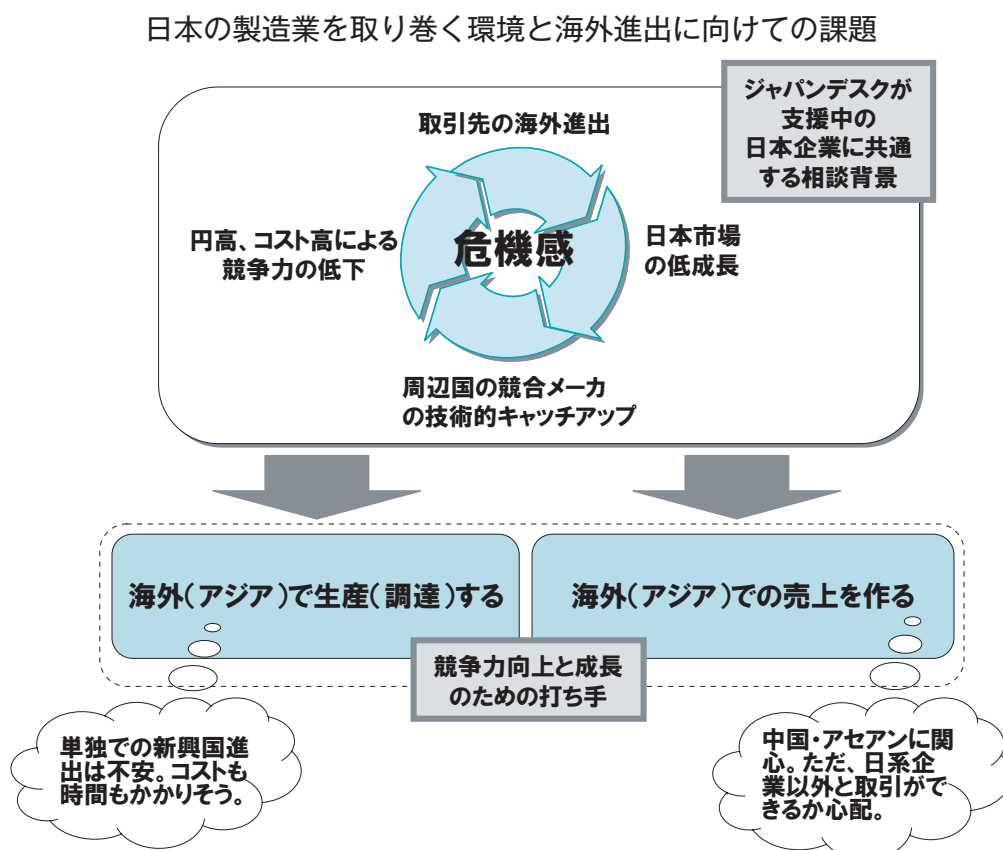
また、同プロジェクトにおいては、日系企業（台湾企業との合弁も含む）専用の産業団地である「台日産業イノベーションパーク（略称 TJ PARK）」を台南科技工業区内に設置する計画となっている。更には、政府系ファンドによる出資や低利融

資制度、銀行融資に際しての政府による信用保証制度、研究開発資金の補助等、様々な優遇制度が用意される予定である。特に、中小企業向けの政府系ベンチャーキャピタルによる投資制度を設ける等、日本の中小企業の台湾進出や台湾企業との連携を、強く意識したものとなっている。

台湾政府は、台湾の産業高度化のためには、日本企業との連携が不可欠であるとの認識を強く持っており、台湾企業と日本企業とのマッチングに非常に力を入れている。大企業に限らず、単独での海外展開が難しい日本の中小企業にとっては、こうした台湾政府の政策を上手く活用して海外展開を図っていくことも、大きな選択肢の1つではないかと考えられる。

4. 台湾を通じた日本の製造業の海外展開

1) 多様化する日本の製造業の台湾進出形態



出所) ジャパンデスク支援企業の問題意識より NRI 作成

野村総合研究所では、台湾政府からの委託を受けて、日本企業の台湾投資窓口業務であるジャパンデスク業務 (<http://www.japandesk.com.tw/>) を16年に渡って実施してきている。ジャパンデスクでは、毎年200社以上の日本企業から台湾への進出問い合わせを受けているが、最近1年位の間に受ける問い合わせにおける製造業の日本企業の問題意識には、ほぼ共通した危機感が見られる。これは、取引先の海外進出に伴う日本市場の低成長や、韓国や台湾等の周辺国、地域における競合メーカとの技術格差の縮小、そして、最近の急激な円高の問題である。

こうした危機感から、これまで生産拠点の海外進出を行なってきた日本の製造業も、アジアへの生産拠点の新設や海外企業へのOEMの実施等を検討し始めているが、海外への進出経験が少ない日本企業にとって、海外進出はハードルの高いものとなる。特に、経営リソースが限られた中小企業の場合、自社だけで進出することに対する不安は大きい。現地政府・企業との交渉、現地人材のマネジメント、日系企業以外の販路開拓など、未経験の課題をいかにクリアしていくかということが問題となるが、そのソリューションの一つとして考えられるのが、台湾企業とのアライアンスである。

2) 台湾企業とのアライアンスを行う場合のポイント

既に述べたように、台湾自体は生産拠点の設置場所としての優位性を有していると共に、台湾企業や台湾人は、日本企業の海外進出に際しての課題に対して補完関係を築くノウハウを有している。こうしたことから、台湾企業とのアライアンスによる台湾への進出は、非常に有効なように考えられるが、全てが成功する訳では勿論無く、台湾企業とのアライアンスを成功に導くための重要なポイントがいくつかある。

野村総合研究所は、昨年と今年の2年間に渡って、日本企業と台湾企業とのアライアンスに関するケーススタディを行ってきたが、その中で、台湾（又は日本）企業と良好な提携関係を築いている日本（又は台湾）企業がほぼ例外なく言及したのは、「①信頼関係」「②事業ビジョンの共有」「③明確な補完関係と役割分担」の3要素である。

信頼関係とは、ともに成長するパートナーとしての意識の共有である。利害関係しかなく、「相手を自社事業の成長のために上手く利用する」という意識しかなければ、事業が上手くいっている間は問題なくとも、事業環境の変化や景気の波を乗り越えて長期的なウィンウィン関係を築くことは難しい。特に重要なのは、トップ同士の信頼関係である。これがあれば、仮に現場に問題が起きた場合にも、深刻な事態に陥る前に解決を図ることが容易となる。

事業ビジョンの共有とは、将来事業環境が変化した場合に提携関係をどうするのか、未開拓の市場の開拓はどうするのか、そして、提携事業を通じて実現したいものは何か、といった点をお互いに議論を尽くしておくことである。これによって、アライアンスの5、10年先が見通せるようになり、安定的な関係発展が可能となる。

明確な補完関係と役割分担は、特に両社の経営リソースの補完関係と役割分担を指す。一般的には、日本企業は技術力や品質管理能力、ブランド力等が優れている一方で、台湾企業は製品化力や販路開拓、政府との交渉等の能力が優れている。こうしたお互いの経営リソースをしっかりと把握した上で、お互いの役割分担を明確にすることで、無用の軋轢を生まないようにすることである。

これらの3つの要素は、当たり前のようにあるが、実行するのは意外と難しいものである。台湾企業とのアライアンスで上手くいかなくなるケースを見ると、台湾側が主導したいと考えている役割にまで日本側が細かく口を出し、主導しよ

うとする場合が多いように見受けられる。中華圏のビジネスについては、自分達の方が良く分かっていると考えている台湾側に対して、日本側が色々な注文を付けた上に意思決定が遅れてビジネスチャンスを逃す、といったことが多発すると、アライアンスを上手く進めることは難しくなる。こうした問題が発生しないように、予め役割分担を明確にしておくと共に、仮に問題が発生したとしても、お互いの信頼関係の中で解決出来るような体制を整えておくことが、アライアンス成功のための必要条件であろう。

3) 台湾を通じた日本の製造業の海外展開推進に向けて

これまで見てきたように、日本の製造業の海外進出の動きは加速しており、その進出先における台湾の位置づけは、十分選択肢として挙がるものと考えられる。実際、台湾の様々な優位性を踏まえて、台湾を進出先として選択するケースも、非常に増えている。

台湾を進出先として選んだ場合は、単なる生産

拠点や調達拠点の設立ということではなく、台湾企業とのアライアンスが絡むケースが多い。日本の製造業にとってのアライアンス先としての台湾企業は、他国・地域と比べて利点が多いと考えられるが、それを成功に導くためには、信頼関係の構築やビジョンの共有、役割分担の明確化といったことに注意が必要である。

最近では、半導体や液晶、太陽電池、LED 等といった台湾を代表する産業分野はもとより、工作機械や金属製品、自動車部品等、台湾企業が伝統的に高い技術力を有すると共に ECFA のアーリーハーベストの対象になっている産業分野についても、日本企業による台湾への進出例が増えつつある。また、今後の ECFA の拡大や、台湾企業とのアライアンスの利点が日本企業に広く知られるようになると、こうした動きは更に強まる可能性が高い。

このように、今後、台湾への投資や台湾企業とのアライアンスによって、日本の製造業の海外展開と持続的な成長が続いていくことを期待したい。

(財)交流協会 学生交流事業

交流協会では、日本と台湾との若者世代の交流促進のため様々な招聘・派遣事業を実施していますが平成 23 年 7 月 23 日から 30 日まで台湾の学生の剣道修練度向上と日本理解を一層深めるために高校生・大学生 20 名を福岡・熊本に招聘しました。

招聘メンバーの多くは初めての訪日でしたが、玉竜旗（全国高校生剣道大会）の見学及び企業チームからの剣道指導、高校生と交流試合の他、民泊など短期間の日程ながらも多くのプログラムを通じ本場の剣道や文化・習慣に触れることが出来たようです。

今回招聘した 20 名のうち、4 名の訪日報告書をここにご紹介致します。

台湾剣道訪日団

台中市私立明道高校 1 年
邱煒智

7 月 23 日

今日は飛行機に乗って日本へ行く日です。初めて飛行機に乗る私は、とても興奮していました。福岡空港に到着してからも、好奇心いっぱいの私はあちこち歩いて回りました。集合してバスに乗り込むとき、私たちを迎えに来てくれた N さんと会いました。N さんは、今回の日程を手配して下さった交流協会東京本部の職員です。また、九州剣道連盟副会長である角正武・範士も出迎えに来てくれていました。

バスに乗ってその日宿泊する「ヒルトン福岡シーホークホテル」へ向かいました。そこはとても高級なホテルでした。今日は移動で疲れただけで、訪日の一日目が終了しました。

7 月 24 日

朝から仲間とお揃いのシャツに着替えて、日本で最初の訪問先へと出かけました。私たちが向かったのは小倉城でした。小倉城は、非常に古い日本の建築物です。外国では大部分がこのような

建築物をお城と呼びます。しかし台湾では、このような古い建築物を目にするのは非常に困難なことです。しかも日本は高度な発展を遂げた国なのに、このように古いものがよく保存されています。

私たちは次に、日本独特の文化である「茶道」を体験しました。台湾人が長い時間正座するのが苦手なことを知って、先方が特別に椅子席と、比較的広い場所を私たちのために準備して下さったことに感激しました。「茶道」は作法と礼節を重んじる一つの文化です。「茶道」を体験した私は、日本人がこの文化を通して、いかにして気持ちを落ち着かせるのかを学びました。（追記：お茶菓子はとても甘く、私たちが飲んだ「薄茶」はとても苦かったです！）こうして午前の日程が終了しました。



午後はいのちのたび博物館と門司港へ行きました。博物館の展示品は非常に豊富で、動物の標本をたくさん見たほか、福岡の地理についても理解を深めることができました。

次に門司港へ行き、かつて税関として使われていた建築物（現在は小さな展示館として、参観者に開放されている）を見学し、そこで関連の展示物をたくさん見ました。

夜は交流協会が歓迎会を開いてくれました。

7月25日

朝起きると、何とも言えぬ興奮を覚えました。なぜなら私たちは、実業団の強豪である西日本シティ銀行の剣道部に稽古をつけてもらい、技術指導を受けることになっていたからです。過去の記録によると、この剣道部はかつて九州の実業団剣道大会において、男子団体戦で三連覇した偉業を持つそうです。このため私たちはすべての精神を集中させ、練習に臨みました。西日本シティ銀行剣道部の皆さんによる技術指導のおかげで、私は「間合いを取ることの重要性」を学びました。私たちが高校生だからといって手を抜くことなく稽古をつけてくださった西日本シティ銀行の皆様に、この場をお借りして感謝致します。私たちは練習後、福岡市役所へ向かい、アジアの国際都市を目指す福岡市の抱負と展望を理解しました。台湾の地方自治体も学習するに値することだと思いました。

その後、私たちは生まれて初めて「博多人形」の絵付けを体験しました。作業は緻密さを要求されるもので、芸術的センスのない私にとっては非常に難しく、博多人形には似ても似つかないものが出来上がってしまいました。作品を完成させた私たちは、隣の土産店へ行きました。そこで売られている博多人形と自分の作品を比べてみると、私たちの作品がどれだけ特別で、特色のある出来栄であるかが分かりました。

博多人形の絵付けを終えて、私たちは近くにある櫛田神社を訪れました。そこで私は、日本の神社ではどのように参拝するかを理解しました。私はそこでおみくじを引きました。引いたのは「小吉」でした！このおみくじを引いたからでしょうか。私の日本訪問は、極めて順調なものでした。

夜、博多駅に行きました。この駅は各方面から電車が乗り入れています。私たちは博多駅ビルの屋上展望台へ行き、その景色を眺めました。細かいところまでよく観察している劉家安団長が、通訳のN₁さんに、東京には高いビルがたくさんあるのに、なぜ福岡には東京のような高層ビルがないのか、という質問をしました。観察力のない私は、それを聞いて初めてそのことに気が付きました。N₁さんの説明を聞いて、その理由に納得しました。福岡市では、福岡空港が市内の中心に近い場所にあるので、市内の建築物を低くしなければならないそうです。夜景を楽しんで、この日の日程が終了しました。

7月26日

朝から剣道着に着替えて、この訪日で最も重要な訪問先へと向かいました。私たちは、日本の高校生の剣道大会で最も大きな大会である、玉竜旗大会の会場へ向かいました。会場へ到着するや否や、私たちはその雰囲気飲み込まれました。スムーズな試合進行、気迫十分な試合、そして多くの団体による参加、多数の観客……。このとき私は、台湾の剣道にはまだ学ばなければならないところがたくさんあると感じました。女子の部の32強の試合を見たあと、私たちは交流協会が手配してくれた日台青少年剣道交流の会場へと向かいました。そこでは福岡県立光陵高校との剣道交流が手配されていました。ウォーミングアップが終わると、すぐに試合開始です。10人総当たり戦の3番目に配置された私は、とても緊張しました。自分の番が回ってきて、日本の生徒と剣を交えた

とき、その大きな殺気と勝とうとする意欲を、私はすぐに感じ取ることができました。試合では負けてしまいましたが、私は勝ち試合よりもっと多くのことを学びました。贈り物を交換して、光陵高校の生徒たちと写真を撮るときになって、試合が終われば、誰もが楽しい気持ちで友達になりがたっているのだということを知りました。

交流試合の後、私たちは再び玉竜旗大会の会場へ戻り、女子の部の準々決勝、準決勝、決勝を見ました。その内容は、台湾の試合とは大きくかけ離れたものでした。日本では決勝戦になると、会場の中央に決勝のコートを作るので、周囲の観衆が試合の様子を完全に見ることが出来るのです。台湾では、館内放送を聞かないと、どのコートで決勝が行われているか分かりません。日本はとてもうまく試合を実施していると言えません。

試合の見学が終了すると、私たちはホテルに戻ってシャワーを浴び、お揃いのシャツに着替えてから、日本人がこよなく愛する野球場—ヤフードームへ行きました。一步場内に足を踏み入れるだけで、日本人がどれだけ野球を愛しているかを知ることが出来ました。私たちが見たのは、福岡ソフトバンクホークス対東北楽天ゴールデンイーグルスの試合でした。ヤフードームはソフトバンクのファンで埋め尽くされていました。とても良

い試合で、最後は3対2でホームチームである福岡ソフトバンクが勝利しました。こうして素晴らしい一日が終わりました。

7月27日

まず私たちが訪れたのは宮崎兄弟資料館でした。解説を聞いて、私たちは孫文が日本で多くの支援を受けていたことを知りました。当時孫文が残した直筆の文字や、当時のまま保存されている建築物を見ました。当時の歴史を理解した後、私たちは日本刀の鍛錬所に行き、そこで日本刀を製作するところを見ました。解説によると、鞘、柄、文様などを含めると、一本の日本刀を完成させるために3カ月の歳月を要するそうです。

その後、私たちは日本文化を知るための重要な場所である、日本の民家にお邪魔しました。集落の公民館に到着すると、熱意あるご主人たちが私たちの到来を待っていました。私たちがお世話になる家のご主人は、とても可愛い老夫婦でした。

老夫婦のご自宅にお邪魔すると、現地の農村で食べるというおやつが準備されていました。中でも一番おいしかったのは、あんこを包んだ餅でした。

おやつを食べると、私たちは近所の神社を訪れました。樹齢数百年という神木がありました。付



近を散策し、日本の農家の生活環境を理解しました。日本の空気は本当においしいと思いました。自宅に戻ると、また特別な食べ物をいただきました。それは「流しそうめん」というもので、流れる水に麺を流し、水の勢いで下のほうに滑らせ、下流で待ち受け、麺をすくって食べるというものでした。とても特別な体験でした。食後、ご主人の二人の可愛いお孫さんである花伶ちゃん、藍来ちゃんと一緒に、バドミントンやサッカーをしました。少し汗を流したあと、ご主人は私たちを近くの温泉に連れていってくれました。

温泉につかったあと、うちに戻って夕食を食べました。そして私たちはずっとおしゃべりをしました。日本人はとても親切だと思いました。

7月28日

この日は朝から農村の生活を体験しました。起床した私たちを待ち受けていたのは、人生初の牛の餌やりでした。牛は私たちを見るととてもうれしそうにしていました。牛たちには、私たちが豪華な食事を持ってきたウェイターのように見えたのでしょうか。その後、私たちは山を登り、農作業の簡単な手伝いをしました。それから昼ごはんとの戦いとなりました。私はサラダ作りを担当しました。まずはジャガイモをつぶして、ハム、マヨ



ネーズ、卵を入れて……。これらを混ぜてから、それぞれのお皿に盛りつければ出来上がりです。食後の休み時間、ご主人は私たちを山の上の牧草地帯に連れていってくれました。

時間が過ぎるのは早いもので、私たちの農村体験の生活も終わりに近づきました。初日に訪れた公民館に集まり、小さなお別れ会が行われました。1泊2日という短い時間でしたが、心温まるおもてなしを受けたことに心から感謝しました。たった1泊2日でしたが、彼らと別れるのはとても名残惜しいと思いました。本当に。

お別れ会が終わると、次の目的地へと向かいました。一つの温泉旅館で、私たちは今回の日本訪問の旅が順調であることを祝いました。夜のバーベキューでは、Nさんが私たちのために花火を準備してくれました。また、引率の鄭崇宏先生の誕生日を祝うケーキが登場し、私たちの日本訪問が滞りなく成功するよう祈りました。

7月29日

この日は、日本で過ごす最後の一日と言ってもよい日でした。私たちはまず阿蘇山へ向かいました。阿蘇山は活火山です。私たちはまずロープウェイに乗り、火口付近に近づきました。そこでの眺めを楽しみながら、おしゃべりをしたり記念撮影をしたりしました。

そして大津高校へ行き、合同稽古を行ないました。スペースはそれほど広くありませんでしたが、熱い思いと剣士たちの友好の気持ちがたくさん詰まっていました。少し練習をしてから、彼らと小さな試合を行いました。勝負に関係なく、どれもとても良い経験となりました。練習後、簡単にシャワーを浴びました。大津高校は、私たちのためにお菓子を用意してくれました。たった30分間という短い時間でしたが、私たちは互いをより理解することが出来ました。このときのご招待に感謝します。いつかまた再会できるのを楽しみ



にしています。

最後の剣道の練習を終えて、私たちは福岡市のキャナルシティ博多へ移動しました。少し買い物をする時間があったので、私は小さなフィギュアを買いました。小さなフィギュアでしたが、必要な模様や小さなパーツもついていました。日本人の専門性の高さに脱帽しました。

夜、台北経済文化大阪事務所福岡支所の台湾人外交官たちと食事をし、この日本の旅が正式に幕を閉じました。

訪日剣道交流の感想

台北市立士林高級商業職業学校3年
鍾宜如

2011.7.23

今日は訪日剣道交流の1日目です。午後、誰もが喜びの表情を浮かべて台湾桃園国際空港に集合し、日本の福岡空港へ向けて出発しました。長いフライトの末、福岡空港に到着しました。空港に到着したとき、なんと小さな空港かと思いました。しかし、小さいながらも秩序があり、入国審査の職員さえとても礼儀正しい様子でした。私たちは皆、写真と指紋を照合しなければなりません。その日は旅客がとても多かったので、入国審査にとっても長い時間を要しました。しかし、誰もが期待とうれしさを隠せずいました。空港を出ると、すでにあたりは暗くなっていました。そのままヒ

ルトン福岡シーホークホテルへ向かい、これから日程をこなすための準備として体を休めました。

2日目

朝早くにホテルを出発して小倉城へ向かいました。付近には日本庭園、八坂神社、松本清張記念館などがありました。そこは、お城の荘厳な雰囲気だけでなく、優雅で整った気質が漂っていました。小さなお城とはいえ、天守内の展示品はどれも見応えがありました。一階には城下町を俯瞰した模型が展示されており、ボタンを押すとかつての城下町の一日が再現される仕組みになっていました。ライトと音声で一日の変化を表現しており、とても興味深く、何度も見たいと思うほどでした。私はこのような模型の展示が大好きです。もう一つ興味深かったのは、大名が乗るお輿です。ほかと違うのは、参観者が自由に乗ることができる点でした。お輿に乗って、その移動する様子を体感することが出来ます。城内には小さな売店もあり、たくさんの土産が売られていました。小倉城がこの場所の主力な観光資源であることを見てとることが出来ました。

小倉城の参観が終わったあと、私たちは付近の日本庭園で日本の茶道を体験しました。それから私たちは小倉城のそばにある八坂神社に行きました。皆、争うようにしてお守りやおみくじを買っていました。

日本に行ったからには、当然ながらたくさん食べなくてははいけません。日本での食事は、私たちの胃袋を大きく刺激するものばかりでした。昼食後、私たちは元気を取り戻し、また次の訪問地へ移動しました。私たちが訪れたのは北九州市立いのちのたび博物館でした。そこには、私たちを感嘆させる多くの展示がありました。私は多くの思い出をもって、この場所を後にしました。続いて行った門司港は、売られている記念品や商品の多くが、バナナと関係するものでした。ガイドの



N₁さんの説明によると、かつて日本人は台湾産バナナが大好きで、しかもそれはお金持ちしか口にすることが出来ないものだったそうです。門司港を離れるころには、すでに夕方になっていました。夜は訪日剣道交流団のために開かれた歓迎会に参加しました。私たちは愉快的な気持ちでホテルに戻り、2日目の日程が終了しました。

3日目

私たちは西日本シティ銀行と剣道交流を行いました。交流を通して、私たちは多くの経験と技術を学びました。私が驚いたのは、日本人の謙虚さとその態度です。非常に忍耐強く私たちを指導してくれました。そして私は、日本人の友好的な態度を強く感じる事が出来ました。続いて博多人形の絵付けを体験しました。ここではたくさんの記念写真を撮りました。その後、櫛田神社に行きました。神社は、日本以外ではほとんど見かけることのない場所です。多くの日本人がここにきて参拝していました。神社からは荘厳で優雅な印象を受けました。夜、私たちは博多駅のビル屋上展望台を散策しました。展望台から見える景色は非常に美しく、広々としていました。特に夜の景色は煌めいていました。当然ながら、そこでも何枚か記念写真を撮りました。午前中に西日本シティ銀行と剣道交流をしたので、皆も少し疲れている



ようでした。ホテルに戻ると早々と就寝し、3日目の日程を終えたのでした。

4日目

私たちは玉竜旗大会を見学しました。ここには日本の高校生剣士が数多く集まってきました。会場では多くの試合を見ました。私は日本の剣道の技術と繊細さに脱帽しました。私たちは光陵高校と剣道交流を行いました。技術や実力の面では私たちの上を行く相手でしたが、私が非常に印象に残ったのは、彼らの謙虚な態度でした。剣道の能力、態度だけでなく、多くの点で私たちが学習するに値すると思いました。

続いて私たちは、とても行きたいと思っていたヤフードームに行きました。ここは日本のプロ野球チーム、福岡ソフトバンクホークスのホーム球場です。日本でも、台湾と同じく野球は国民的なスポーツです。福岡だけでなく九州全体で、ソフトバンクホークスのポスターや広告を各地で見かけました。私たちは、地域意識を強く感じました。ホテルからヤフードームに移動するには、途中で「ホークスタウン」を通り抜けます。外見はデパートのようですが、デパートほど格式ばったところではなく、カジュアルな雰囲気の商店街です。売り場の隣がドームになっていて、互いにつながっ



ているのです。おそらくホークスファンの多くが、試合の前後にここで買い物をするのでしょう。当然ながらソフトバンクホークスの関連商品もたくさん売られていました。ヤフードームは、台湾でもよく知られています。なぜなら王貞治氏が長年、このヤフードームで監督をしていたからです。ヤフードームに来たら、野球を観戦するだけでなく、付近で関連のグッズを買うこともできます。

ドームでの試合から、私は日本人の野球に対する情熱を感じることが出来ました。台湾のプロ野球と違って、観客席はほとんど満席でした。特別だったのは、ヤフードームの屋根が開閉式だということです。試合終了後は花火を鑑賞することが出来たのも、忘れられない思い出となりました。私たちはその後、博多ラーメンを食べに行きました。正直に言うと、ラーメンのスープはとてもしょっぱかったです。食後、もう遅い時間だったので、私たちはホテルに戻り、日本での4日目の日程を終えました。

5 日目

私たちは宮崎兄弟資料館を見学に行きました。また、松永日本刀鍛錬所へ行きました。ここの日本人は、これまで出会った日本人と同様、非常に友好的でした。これらの場所を訪問し終えた私たちは、その後、とても人情味あふれる民家に一晚お世話になりました。民家のおばあさんはとても親切で、たくさんの食べ物を準備してくれたので、



私たちもたくさん食べざるを得ませんでした。このおばあさんは、私たちにとっても友好的で、私たちを家族のように扱ってくれました。私たちはまた、話にしか聞いたことがなかった「流しそうめん」を食べました。これはとても特別な体験でした。一生に一度は食べてみるべきです。言語は通じなくても、私たちはおばあさんの気持ちを十分に感じる事が出来ました。畳の部屋に寝るのも、とても気持ちの良いものでした。日本語はわからなくても、おばあさんと一緒にテレビを見ていると、家族になったような気持ちになりました。

6 日目

私たちはおばあさんと一緒に昼食を作りました。その後、おばあさんは私たちを美しい景色の見えるところに連れていってくれました。私たちはおばあさんと記念撮影をしました。少し昼寝すると、民家を離れる準備をする時間でした。とても名残惜しい気持ちになりました。このとき私は、人と人の感情というものは、たった一秒だけでも非常に貴重なものなのだと思います。そして、努力して日本語を勉強し、またここに来ておばあさんと話をしたいという気持ちが生まれました。後ろ髪をひかれる思いで、私たちは民家を離れました。

私たちは続いて次のホテルに向かいました。そ

こで皆でバーベキューを楽しみ、鄭先生の誕生日を祝いました。交流協会の N さんが、私たちのためにわざわざ花火を準備し、日本の花火の雰囲気を感じさせてくれました。最後にみんなで一緒に浴衣に着替えて温泉に行きました。こうして 5 日目の日程が終了しました。

7 日目

朝早くから私たちは阿蘇山の火口を見に行きました。ロープウェイに乗らなければ、阿蘇山の火口へ近づくことはできません。その日は視界も良好で、阿蘇の火口がきれいに見えました。そこからは強い硫黄の匂いが漂ってきました。特別だと思ったのは、硫黄の塊を売る屋台が並んでいたことです。また火口付近には、阿蘇山火口という文字や今日の日付が書かれた看板があり、観光客が記念写真を撮ることが出来るようになっていました。地面には足跡のマークがありました。これは、ここに立てば最も良い角度で写真が撮れることを意味しており、そこから日本人の親切心を見てとることが出来ました。火口を出発して、「山賊旅路」というレストランで昼食を食べたあと、大津高校と剣道の練習試合をしました。試合後は、大津高校側が用意してくれたお菓子を皆で食べました。互いに言葉も通じないのに向かいあって座っていましたが、どの顔にも満面の笑顔が浮かんでいました。なぜならこうした喜びは、国境を越えるからです。

台日剣道交流の日程も終わりに近づきました。続いて行われた送別会では、名残惜しい気持ちがさらに高まりました。日本でのすべて、日本で出会った人々、事柄、物など、すべてが私にとっては非日常的な意義を持っていました。7 日間の九州の旅。いろんなところへ行き、数えきれないほどの写真を撮り、日本料理や温泉を楽しみました。九州は日本の南部にある島であり、日本にある 4 つの大きな島の一つです。東京や大阪ほど賑やか



ではありませんが、伝統文化を持った古い都市です。今回の剣道交流の旅から、私は多くのことを学びました。これらの経験は、すべて一生の思い出とする価値のあるものです。

今回のこのような交流事業に参加する機会を私に与えてくださった方々に、大変感謝しています。特に団長、コーチ、一行の仲間たち、そして今回の剣道交流に関わった関係者の方々に感謝します。特に、この 7 日間の日程を丹念に企画して下さった N さんに感謝します。本当に楽しく、面白い日々でした。これらの経験は、旅行社が企画する通常のツアーでは体験できないものです。またこのような機会があれば、必ず参加したいと思っています。

——これらの思い出は、いま思い返しても、やはりとても美しいものです。

2011 年度台湾高校生訪日剣士団の感想

苗栗市国立苗栗高校 2 年
潘季靖

7 月 23 日夜、私たちは福岡空港に到着しました。人から福岡はとても暑いところだと聞いていたので、空港から出たらきっと暑くてたまらないのだろうと心配していました。しかし結果は、ど



こが暑いというのでしょうか？とても爽やかで心地よい天気でした。「九州は日本の南部に位置するけれど、台湾よりはきっとずっと涼しいのだろう」—私は心の中でそう思いました。日本に来るのは2回目でした。それでも、ホテルへ向かうバスの中で外の景色を眺めながら、私はとても新鮮な気分になりました。

今回はわずか8日間の日程です。日本に留学に行く人のように、一度行ったら1年も2年も帰らない、というわけではありません。しかし私は、この8日間で十分深く日本の文化や風情を理解したと思っています。例えば小倉城の付近で日本の茶道を体験しました。亭主が私たちのためにお茶

を点ててくれるのを静かに眺めました。外の暑さのため浮ついていた気分も、茶碗の中の抹茶と一緒に、静かに落ち着いていくようでした。それから掛け軸などの小物を見て、茶室のそばにあった日本庭園も見学しました。私は思わず、このように美しく、かつ静かな環境で生活できる日本人を羨ましく思いました。もしかしたらこれも、日本が世界第一の長寿国であり続けることができる原因の1つなのかもしれません。

最も印象に残っているのは7月26日に見学した玉竜旗大会のことです。私は以前、漫画の中で、玉竜旗大会の様子を描いたシーンを見たことがありました。それ以来、自分の目でこの試合を見てみたいと思っていました。試合会場に入らないうちから、私は会場の雰囲気飲み込まれそうになり、そして自分が緊張し、また興奮してくるのを感じました。日本全国から集まった女子高校生たちが、この場で剣道の試合をしているのだと思うと、頭がクラクラしてきました。私は見学席からあたりを見回しました。ああ、本当に漫画の中に描かれていたのと同じです！そばで試合を見ながら、私は信じられない気持ちになりました。なんということでしょう。私と同じ高校生、しかも皆女子生徒です。しかし、私と彼女たちの実力の差といったら、天と地ほどありました。彼女たちは誰もが目に見えないほど速いスピードで剣を振り、素早い動きで相手を倒していました。私はそばで次々に行われる試合を見ながら、彼女たちはなんとすごいのだろうと思いました。交流試合のときも、ただの練習試合だというのに、彼女たちは全力で私たちに向かってきました。私は負けましたが、このような貴重な機会が持てたことを嬉しく思いました。

私はまた、小倉城で劉家安団長が宮本武蔵と佐々木小次郎の巖流島での決闘の様子を語ってくれたことが印象に残っています。私は以前、宮本武蔵を紹介したDVDを見たことがあったので、

宮本武蔵という人物について全く知らないわけではありませんでした。しかし、劉団長が話してくれた決闘の詳細や戦略についての解釈は、DVDよりも面白いものでした。私たちは興味津々といった様子で劉団長の話に耳を傾けました。

私は宮本武蔵が剣術に優れていただけでなく、頭脳を駆使して戦略を編み出していたということ（その中にはだまし討ちのような部分もありますが）が素晴らしいと思っています。しかし、敵と対峙する場合は、彼のような冷静に対応できる精神が必要なのでしょう。

また、最も印象に残っていることといえば、やはり26日と27日の阿蘇でのホームステイです。まず、Sおばあさんが小さなトラックを運転して、私たちを彼女のうちまで連れていってくれました。私はずっと、トラックに乗る感覚を味わってみたい、トラックから阿蘇の田園風景を見てみたいと思っていました。「素敵！ついにトラックに乗ることが出来た！私たちが泊まる家は、ここからそんなに遠くはないだろうな」—私がそんなことを考えているうちに、おばあさんの家に到着しました。私たちが泊まった民家は、最初に集合した公民館からそう離れておらず、歩いても移動できる距離でした。Sおばあさんは、私たちのためにわざわざトラックで迎えに来てくれたのです。

私たちはSおばあさんの菜園を見ながら歩き、おばあさんのお宅にお邪魔しました。お宅に入ると、おばあさんがまず私たちに荷物を下ろすように言いました。そして家族を紹介し、それからトイレや台所の場所などを教えてくれました。それから私たちを裏庭に案内して、流しそうめんをごちそうしてくれました。流しそうめんはとてもおいしかったし、とても面白かったです。おばあさんがまず、竹で作ったコースの上流に塊になったそうめんを流しました。それがゆっくりと自分のところに流れてきたら、それをお箸ですくって自分のお皿に入れ、つゆを付けて食べるのです。冷



たいそうめんと、ちょっと甘いつゆの味は最高でした。私たちは、とてもおいしいと思いながらも、あまり多くは食べませんでした。なぜなら夕食が入らないと思ったからです。

そうめんを食べ終わったところに、ちょうどおばあさんの息子のお嫁さんが帰ってきました。お嫁さんが、私たちを公共浴場に連れていってくれました。日本の浴場では、全裸になって他人と一緒に風呂に入らなければならないことを私は知っていました。最初は少し照れていましたが、どうせここは日本なのだし、皆そうしているのだから、と思って衣服を脱ぎ、そして浴場に入っていました。なぜだかわかりませんが、中にいたのはおばあさんばかりでした。おばあさんたちは、私たちが台湾人だと知ると、誰もが嬉しそうに私たちに日本語で話しかけてきました。私たちは、おばあさんたちが何を言っているのかほとんどわかりませんでした。その気持ちは言葉を介さなくても、私の心に深く伝わってきました。



日本に行く人は多くても、日本に剣道のために行く人は、世界中を探してもそう多くはないでしょう。今回の日本訪問は、私にとって永遠に忘れられない思い出となりました。

訪日剣士団感想

新竹市国立交通大学1年
鄭姿筠

テレビや輸入品を見て憧れるだけではなく、実際に日本の地をこの足で踏むということは、私にとって初めてのことでした。日本、それは私がずっと憧れていた国でした。

初めての海外ではありませんでしたが、日本に行くのは初めてのことでした。日本に行くことは、私にとって他の国に行くこととは絶対的に違う意義を持っていました。ことあるごとに日本が好きだと言いながら、これまで一度も日本に行ったことがなかった私は、初めてのことに大変興奮していました。

日本に到着したその日は、すでに夜も更けて涼しく過ごしやすい時間帯になっていました。それでも私は目を大きくして、私の持てる観察力と想像力を駆使して、目に映る一切を記憶に焼付けようとしました。台湾とは左右が違う運転席、車のナンバープレートはひらがなと数字の組み合わせでした。小型車をたくさん見かけました。セブイレブンもありましたが、台湾とは少し違っていました。このような小さなことさえ、私にとっては「初めて」のことで、しかも「自ら」の目で見識を広げるとあって、とても面白かったです。こうした観察によってもたらされる喜びは、私に無限の満足感を与えてくれました。

1日目は剣道の試合がなく、純粹に観光を楽しむ日となっていたので、私の気持ちもとても晴れやかでした。私たちがまず向かったのは小倉城で

す。私は城郭を見学できるとあって、とてもうれしく思っていました。私は日本の建築物が大好きで、特に日本独特の建築物である天守閣に対して、とても興味を持っていました。小倉城はそれほど大きなお城ではないのかもしれませんが、城郭ファンとしては十分に美しく、その美しさは驚くほどのものでした。内部の展示も大変素晴らしかったです。展望台からは屋根瓦の彫刻が見えました。おそらく特殊な守護獣の一種なのではないかと思っています。

続く茶道体験も、私がとても期待していたものでした。茶道は一種の、複雑且つ礼節を重んじる芸術です。茶道を学ぶ人からは、軽々しく扱えないような、一種の優雅な気質を感じることが出来ます。主催側が気を使ってくださり、台湾人は正座をする習慣がないことを考慮し、今回の茶道体験は椅子席でできるように手配してくれていました。伝統的な茶道とは違いますが、確かに椅子だとリラックスできました。

私の認識と最も大きく違っていたのは「お茶」そのものでした。茶道で客人に出すお茶が、これほど濃く、しっかりした味のするお茶だとは知りませんでした。それだけではありません。お茶がこんなに熱いものだとは思ってもいませんでした。今後また日本に行くことがあれば、もっと伝統的な茶道を体験してみたいと思いました。茶道のきまりごとを厭う人もいるかもしれませんが、茶道はこうしたきまりごとがあるからこそ、精緻な芸術と言っても恥ずかしくない文化であると私は思っています。

茶道体験が終わると、時間が少しあったので、近くの八坂神社に行きました。私は神社が大好きです。以前、台湾で日本統治時代に残された神社の遺跡を見学したことがありますが、それだけでも大変感動しました。日本ではどんな場所でも神社を目にすることが出来ました。私は、日本人はなんと幸せなのだろうと思わずにはられません

でした。いつでもこのように美しい建築物を見ることが出来るからです。私たちが漫画やアニメ、小説などでしか見たことがない巫女さんも、神社ではよく見かけることが出来ました。神社は、その建築物が大変魅力的なだけでなく、静かで神秘的な雰囲気も、私を引き付ける原因の1つです。

その日の夕食は、この上なく豪華なものでした。驚くほどの量の刺身、それからしゃぶしゃぶ、散らし寿司、そのほかのおいしい料理の数々。私たちはお腹いっぱい食べました。さすがに魚を食べることで有名な日本です。刺身はとてもおいしく、新鮮で臭みはありませんでした。私はもともとあまり刺身が好きではなかったのですが、それでもその日は刺身をたくさん食べました。

翌朝、私たちは西日本シティ銀行と剣道の練習をしました。先生方はとても親切で、私たちの不正確な動作を修正してくれました。練習のときに使用した体育館には、とても清潔で便利なシャワールームがあり、とても素晴らしかったです。

私たちは午後、博多人形の絵付けを体験しました。独創的で面白い作品が次々に完成しました。私たちは仲間たちの才能に脱帽しました。博多人形も彼らの手によって、その特色をより増していました。

絵付けが終わると、私たちは付近にある櫛田神社を参観しました。櫛田神社はそれほど大きな神社ではありませんが、博多の代表的な神社です。神社には博多祇園山笠で使う飾り山が展示されていました。それは壮観で、とても美しいもので、じっと見入ってしまうほどでした。なんと、飾り山は両面に飾り付けがされていました。様式は異なりますが、同じくらい素晴らしく、驚きに舌を巻くほどの作品でした。

夜は博多駅へ向かいました。ビル屋上展望台から、夜景を見ました。面白いことに、この屋上にも神社（鉄道神社）がありました。小さな神社ではありましたが、とても可愛く、特色がありまし

た。夜に神社を訪れるのも、また違った楽しみがありました。

26日、玉竜旗大会見学の日がやってきました。玉竜旗大会の会場はとても大きく、その規模は台湾で行われる剣道の大会とは比べものにならないほど大きなものでした。私たちは女子の試合を見学しました。そこで日本と台湾の剣道の違いをいくつか発見しました。

台湾では白い剣道着などほとんど見かけません。しかし日本では、半分近くの女子選手が白い剣道着を着ていました。私たちは、これには驚きました。しかし私たちがもっと驚くことは、ほかにもありました。会場で見かける女子選手は、ほとんどが短髪だったのです。とてもサッパリしていて、男性の髪型に近いぐらいの短髪でした。一方、男子生徒はというと、なんと丸坊主でした。日本人から見れば何ともないかもしれませんが、しかし、いつもテレビ、漫画、アニメ、小説、又はその他の本などから日本についての情報を取り入れている私には、ある種の固定観念がありました。それは、日本の高校生はとても外見を気にしている、ということです。ですから私は、これから会場で見える高校生たちは、きっとアイドルのような髪型をしているのだろう、と思い込んでいました。スポーツをしている生徒は、非常にサッパリした髪型をしているとは、思ってもいないことでした。私の認識と、実際の状況について、どちらが良いとか悪いとか言うわけではありません。ただ、私がかつとも考えていた状況との差が大きかったので、私にとってはかなり大きな衝撃でした。

このほか、どの団体も統一した「ユニフォーム」を着ていました。つまり、同じ団体の選手は、一様に同じ剣道着、手ぬぐい、防具を持っていたのです。これも台湾ではあまり目にしない光景です。

試合はとても見応えがありました。特に決勝戦では、血が沸き立つような興奮を覚えました。会

場全体にも緊迫した雰囲気が漂っていました。最終的に、これまで5連覇の記録を持つ筑紫台高校が、6連覇を達成しました。これは本当に素晴らしいことです。もし彼女たちのレベルに達しようと思うなら、私はもっと努力をしなければなりません。

当初、女子の決勝戦を見た後は、合同稽古の様子を見学する予定でした。しかし、私たちが宿泊しているヒルトン福岡シーホークホテルのそばにヤフードームがあり、このような良いところに泊まっているのに野球を観戦しないのはもったいない、ということで予定を変更し、野球を見に行くことになりました。これはとても貴重な体験でした。台湾にいても、私は小さいころに1度だけしか野球の試合を見たことがありません。しかも、テレビ中継を見るのではないのです。試合場の雰囲気はとてもよく、見応えのある試合でした。最後はホームチームであるソフトバンクが勝利を収めました。

翌日、私たちは松永日本刀鍛錬所に行きました。そこで日本刀がとても高価なものであることを知りました。

午後、私たちはグループごとにその日に宿泊する民家を訪れました。私たちのグループが泊まることになったのは、おじいさんとおばあさん、そして2人の可愛い姉妹のいるお宅でした。民家に到着すると、私は興奮する気持ちを抑えることが出来ませんでした。その民家は、日本の伝統的な家屋の外観を持つだけでなく、その内装にも日本色が色濃く出ていました。このような家屋が日本では普通なのかどうか分かりませんが、畳と木の板の組み合わせが私は本当に気に入りました。このほか、このうちにはとても素敵な調度品があり、家全体から心が温かくなるような快適さを感じました。

この日、私たちは日本で有名な温泉文化を体験しました。しかし、私たちにとってこれはある種

の挑戦です。人前で裸になることは、台湾人にとってそれほど容易なことではないからです。私たちにはそのような習慣がありません。台北市の北投にも、このような温泉地があるものの、このようなことはすぐに慣れるというものでもありません。

私たちが宿泊した民家のおばあさんは、とても料理が上手でした。私たちは毎食、おいしい料理を堪能しました。おじいさんは、とても上品なご老人で、お二人は大変かくしゃくとして健康そうに見えました。二人の姉妹は、ぴょんぴょん飛び跳ねていて、元気いっぱいでした。

おじいさんは28日朝、私たちを近所の国造神社と古墳群を見に連れていってくれました。古墳というのは、巨大な石室になっていて、その一番奥の深いところに石棺が安置されているのだそうです。中に入っても良いそうですが、私たちは入りませんでした。もし機会があれば、またここに来て、必ずや中に入ってみようと思います。

神社からうちに戻って、私たちはコロッケを作ったり、小豆を植えたりしました。またとても面白い、流しそうめんというものも食べました。流しそうめんはとても面白く、そしておいしかったです。以前、テレビで見たことがありましたが、自分がそれを体験するという面白さは、本当に言葉では表現できないほどです。

時間はあっという間に過ぎていき、午後には民家の家族とお別れをしなくてはいけませんでした。たった1日の短い時間でしたが、この1日は私にとって忘れがたい思い出となりました。

その日の夜、私たちはバーベキューをしたり、たくさんの花火をしたりしました。とても賑やかで、楽しく遊びました。子供のころの思い出が、私たちの心の中によみがえりました。

帰国の前日、広々とした草原を見ながら、私たちは阿蘇の火口に行きました。ロープウェイに乗って山の景色を楽しみました。私は初めて火口

を見ました。火口には色のついた美しい水がたまっていました。火口の岩肌の模様までくっきり見え、私をととても引き付けました。

午後、大津高校で剣道の練習をしました。その後、福岡に戻って30分程度の買い物をしたあと、私たちは送別会の会場へ向かいました。

日本に滞在したのはわずか1週間程度の時間で

したが、日本好きの私はついに、初めて日本の文化の冰山の一角を体験することが出来ました。この日本訪問は、私に多くの感動を与えてくれました。そして、もっと日本のことを理解したいという気持ちを刺激しました。私の日本への情熱は、今後もずっと燃え続けることと思います。

台湾を活用した中国出願及び台湾知財の留意点

かなえ国際特許事務所

副所長・弁理士 松本 征二

(元) 交流協会台北事務所経済部主任

I. はじめに

近年、中国市場の拡大とともに、中国に進出する日系企業が増加しており、最近の異常なまでの円高が、この流れに拍車をかけています。

中国へは、日本企業以外にも多くの外国企業が進出していますが、その中でも、台湾企業は比較的古くから中国に進出しており、特に、2008年の国民党・馬総統政権の発足後、中国進出が更に活発化し、2010年6月29日には、台湾と中国間のEPAに相当する「兩岸経済協力枠組協議」（以下「ECFA」と略記する。）が締結されました。

また、台湾企業の中国進出増加に伴い、台湾から中国への専利・商標出願（注：中国及び台湾では、日本の特許、実用新案、意匠を纏めて「専利」と呼びます。）も増加しています。中国及び台湾の専利・商標出願業務に用いられる言語は、繁体字・簡体字で字体が相違し、また、専門用語の違いはあるものの北京語で共通していることから、中国専利・商標実務の大半を台湾側で実施することで、中国専利出願及び拒絶理由通知対応の実務ノウハウを蓄積している台湾事務所も増えてきました。

一方、台中間の専利・商標出願が増加したことで、知的財産権に関する問題も増え、「ECFA」では、知的財産権についても取り決めがなされています。この取り決めは、台中間の取り決めですが、日系企業がそのメリットを享受できる場合もあります。

そこで、台湾を中華圏の窓口として捉えた場合、知的財産権の分野でどのような活用方法があるのか紹介します。

また、台湾の知財保護状況は、近年大幅に改善されてきましたが、日本国の権利者と全く関係の

ない第3者による商標の先取り問題、模倣品・海賊版問題、契約問題等、実際に台湾に進出する場合には、知財問題に巻き込まれる恐れは依然としてありますので、想定される知財問題、及びその対処方法についても、本稿で紹介します。

II. ECFA 締結による日本企業へのメリット

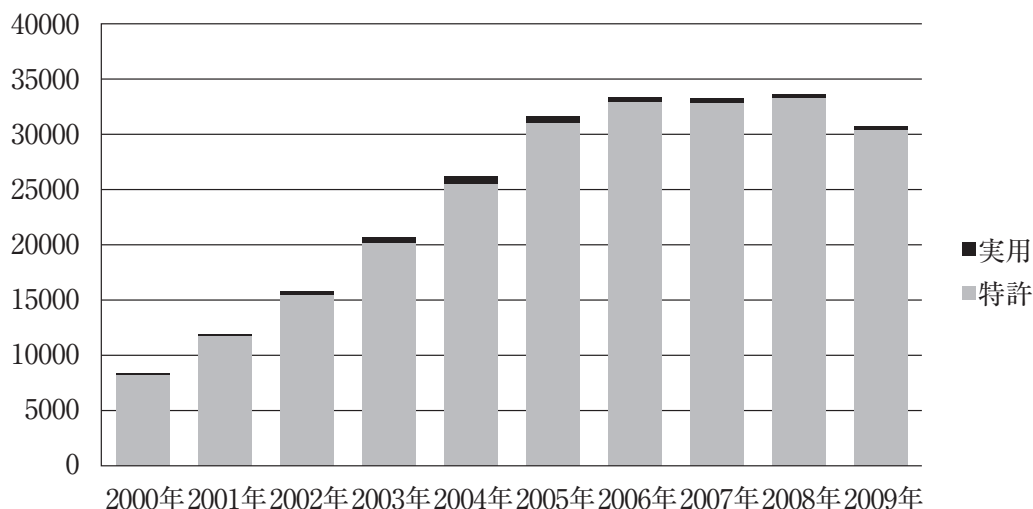
知的財産権の保護と協力の具体的内容は、ECFA と同日に調印された「台中知的財産権保護協力協議」（海峡兩岸智慧財産権保護合作協議）に定められており、主な内容は、1）台湾・中国間の優先権相互承認について、2）業務の協力処理体制について、3）植物品種権、4）情報交換、となっています。

台湾と中国で相互に優先権の主張が認められたことで、日系企業の進出先の中国又は台湾で生まれた発明は、今後は優先権を主張して台湾→中国、中国→台湾出願することが可能となります。

なお、「台中知的財産権保護協力協議」は、2010年9月12日から施行されており、施行後の成果は、2011年5月3日付け智慧財産局 HP で公表されています。

公表内容によると、優先権については、2010年11月22日の優先権相互承認後、2011年3月31日までに、(1) 中国で受理された台湾の優先権主張出願は、専利 712 件、商標 13 件、(2) 台湾で受理された中国の優先権主張出願は、専利 434 件、商標 16 件、であり、翌日の台湾経済日報の記事では、(2) の台湾で受理された中国専利出願の 434 件の内、約半数は、中国進出台湾企業が、先ず中国に出願し、その後、優先権を主張して台湾に出願した「里帰り出願」とのことです。

図1 日本から中国への出願件数（特許・実用）



また、提携先の台湾企業を通して、「2）業務の協力処理体制」を有効活用することも可能です。例えば、ある日系企業が発売したゲームソフトが、発売後すぐに中国のネット上で不法ダウンロードにより提供されたため、当該日系企業が直接中国と交渉しても全く効果がありませんでしたが、ゲームソフトの開発を委託した台湾企業を通して、海峽兩岸知的財産権保護合作協議を盾に中国と交渉したところ、直ぐにネット上の不法ダウンロードサイトが閉鎖された事例もあります。

「台中知的財産権保護協力協議」に基づく台中間連携は始まったばかりですが、例えば、中国発の模倣品情報の共有等、提携先の台湾或いは中国企業を通してこの協議を上手く活用することで、新たに日系企業にメリットが生じる業務も出てくるのではないかと思います。

Ⅲ. 日中翻訳の有効活用

1. 日中翻訳の問題点

日本から中国、台湾に特許・実用新案出願する際には、一定期限内に中国語翻訳文を提出する必要がありますが、日本語から中国語への誤訳問題は、特に中国出願が始まった頃から常に取り上げられている大きな問題です。

図1に示すように、日本から中国への出願は、最近では3万数千件でほぼ横ばいですが、2000年～2005年は急激に出願件数が増加しており、日本語が理解でき、且つ特許制度を熟知した人材が不足していることが、誤訳問題の原因の一つであると考えられます。そのため、日中翻訳後に中日逆翻訳を行う、或いは、社内に中国人又は台湾人を雇用し、自社で翻訳或いは最終チェックを行い、翻訳の品質向上を図っている企業もあります。

一方、外国出願には多額の費用が必要ですが、出願時に要する費用の中で、最も大きな割合を占めるのが翻訳費用であり、翻訳の品質を維持しつつ、コストダウンも求められています。

2. 台湾・中国の明細書は、相互に使うことができるのか？

結論からいえば、そのまま使用することはできませんが、日中、日英等の他言語間の翻訳とは違い、比較的簡単な作業で利用することができます。

まず、台湾と中国で出願の際に用いられる言語は、台湾は繁体字、中国は簡体字で、字体は違いますがどちらも同じ北京語で、現在は、繁体字⇄簡体字の変換は、ソフトを用いることで簡単にできます。

表 1

日本	台湾	中国
特許請求の範囲	申請專利範圍	請求權利範圍
コンタクトレンズ	隱形眼鏡	角膜接觸鏡
インターネット	網路	網絡
メモリ	記憶體	存條
ポリウレタン樹脂	聚胺基甲酸酯樹脂	聚氨酯樹脂

注：台湾では繁体字、中国では簡体字であるが、理解を助けるため、可能な限り常用漢字で表記した。

ただし、出願に用いられる専門用語は、例えば表 1 に示すように台湾と中国で異なる場合があります。

しかしながら、図 2 に示すように、出願人が台湾籍である台湾出願（特許・実用）の約 40%は中国にも出願され、その際、繁体字⇄簡体字及び専門用語の変換を自ら行う台湾事務所も多く、それら事務所は、台湾明細書から中国明細書の変換ノウハウを有しています。

3. 中国語翻訳が必要となる時期は？

図 3 は、日本から台湾と中国へ出願する際に、どのタイミングで翻訳文が必要になるのか表したものです。

日本出願を基礎に、優先権を主張しての出願を想定すると、中国は、PCT ルートの場合には基礎出願から 32 カ月以内、パリ優先権主張ルートの場合には基礎出願から 12 カ月以内に翻訳文を提出する必要があります。

一方、台湾は PCT 条約に加盟していないため、PCT ルートの出願はできず直接出願することが必要で、優先権を主張して出願した場合には、基礎出願から 12 カ月以内に、先ず日本語で出願し、出願後、6 カ月以内に翻訳文を提出することが必要です（勿論、最初から中国語で出願することも可能です。）。

4. 中国語翻訳が有効活用できるケース及びメリット

そうすると、中国（PCT ルート）＋台湾出願のケースでは、先に台湾出願の翻訳が必要になり、その後、中国出願用に変換することで、翻訳の有効活用が可能です。また、中国と台湾の両方に優先権を主張して出願する場合は、若干の時間的余裕は必要ですが、中国と台湾向け翻訳を同時に行うことで、効率的な翻訳が可能となります。

図 2 台湾から台湾・中国出願（特・実）

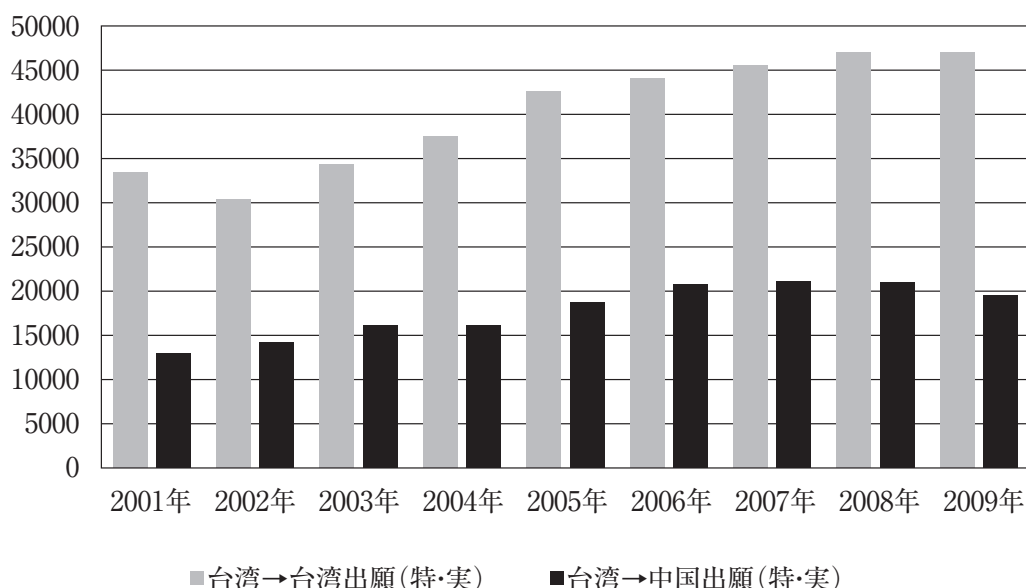
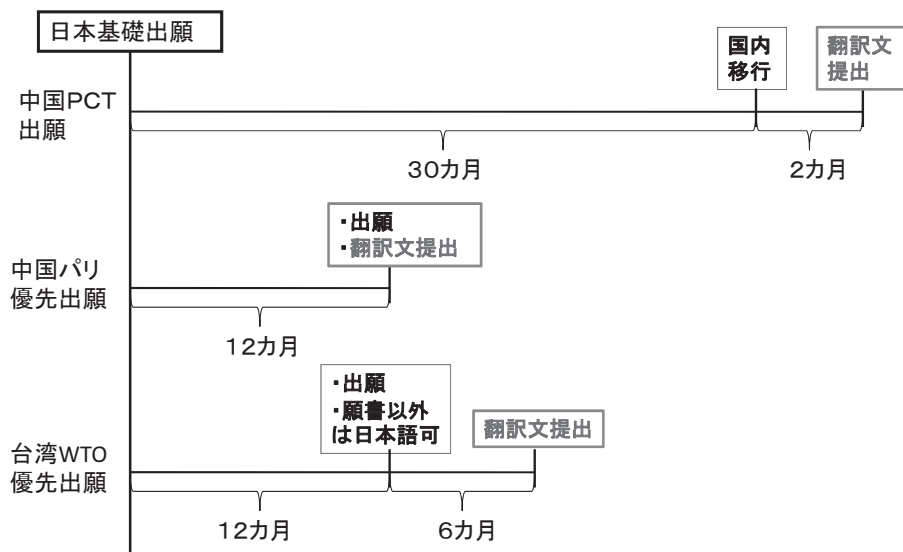


図3 台湾・中国出願で中国語翻訳を提出する時期



また、日本から台湾への出願は、2000年以降、約1万件程度で安定していましたが、ここ数年若干減少傾向にあり、台湾及び中国出願明細書の作成の前提となる、日本語から中国語への翻訳ノウハウを有した人材に若干余裕があります。

さらに、上記したように、台湾から中国向けの出願ノウハウを有する台湾の特許事務所では、中国出願を台湾事務所経由で行うことを条件に、日本語から台湾及び中国向け翻訳を格安で行う事務所もあります。

中国、台湾のそれぞれの特許事務所で翻訳を行い出願した場合と、台湾事務所経由で台湾及び中国向け翻訳及び出願した場合のコストを比較すると、例えば弊所提携台湾事務所を利用した場合の料金では、日本語1万文字で、約1,000米ドルのコストダウンを図ることができ、日本語の文字数が多ければ多いほど、更なるコストダウンが可能です。

IV. 商標の先取り問題

1. 商標先取りの事例及び問題点

台湾で「さぬき」という地名が商標登録されていた事例や、中国で「青森」という地名が商標登

録されていた事例等、日本国地名が台湾、中国で商標登録（以下「地名商標」と記載します。）されている問題は、2008年頃から新聞等に掲載され、台湾や中国に進出を考えている企業・自治体等に広く注意喚起がされています。

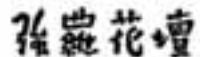
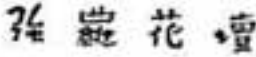
しかしながら、地名商標の先取り問題は、影響を受ける者が広範に渡る点で非常に問題ではありますが、仮に登録となっても、無効審判の請求期限は無く、また、産地を説明するための使用である旨の確認訴訟により当該地名の使用が認められるケースもあります。

一方、下記に示すような、民間企業の商標が、日本国の権利者と全く関係のない第3者に先取りをされているケース（以下、第3者が先に出願することを「冒認出願」、第3者が先に出願し登録された商標を「冒認商標」と記載します。）では、無効審判を請求できる期限があり、期限内に有効な対策を取らなかった場合は、冒認商標であっても、取り消すことができません。

したがって、事前に十分な準備をせずに台湾に進出した後で、冒認商標の権利者から商標権侵害で訴えられ、冒認商標を取り消すことができなかった場合、商標の変更等の対処が必要であり、

最悪の場合は、事業の撤退も考えられます。

以下に、地名商標及び冒認商標の対処方法について、詳しく説明をします。

<日本権利者>	<冒認商標>
	
	
	

2. 対処方法

対処方法としては、(1) 地名商標・冒認商標の取消しを求める方法、(2) 地名商標・冒認商標の取消しを行わず、その商標を使用する合理的な理由がある旨主張する方法、(3) 地名商標・冒認商標を買取る方法、が考えられます。以下に、(1) 及び (2) について、説明します。

2. 1 地名商標・冒認商標の取消し

(1) 登録異議の申立て・無効審判の請求

(i) 登録異議の申立て・無効審判請求の根拠

- ①地名商標(商標法第23条1項11号)
- ②著名商標の冒認商標(商標法第23条1項12号)
- ③非著名商標の冒認商標(商標法第23条1項14号)

上記理由の中で、日本の中小企業の企業名や商品の冒認商標の大半は、③の非著名商標の冒認商標に該当します。

③の理由で登録異議の申立て・無効審判請求をする場合は、「冒認商標が、他人が先に使用している商標と同一又は類似し、且つ同一又は類似の商品又は役務であって、冒認商標の出願人が当該他人との間で契約関係、地縁、業務取引又はその他の関係を有することにより、他人の商標の存在を

知っていたこと」を証明する必要があります。

なお、他人が先に使用しているには、台湾で先に使用している商標に限定されず、外国で先に使用している商標も含まれます。

①の地名商標は、商品の産地、性質あるいは品質などを誤認させるおそれがあるため、台湾では原則的に地名の商標登録が禁止されていますが、長期間の使用により、自他識別機能を有すれば商標登録されることもありますので注意が必要です。

また、②の著名商標について、商票法施行規則第16条では「著名商標とは、客観的証拠を持って、当該商標が既に関連業者又は消費者に広く認識されていると認定するに足る商標」と規定されています。

(ii) 登録異議の申立て・無効審判の請求ができる期間

商標登録公告から3ヶ月以内であれば、利害関係の有無にかかわらず、誰でも登録異議の申立てを行うことができます。

また、登録異議申立期間を経過した場合であっても、登録異議申立と同じ理由で無効審判を請求することが可能です。ただし、無効審判を請求する際には以下の点について留意して下さい。

- ①無効審判の請求は利害関係人に限定されます。
- ②著名商標及び非著名商標の冒認商標(第23条1項12号及び14号)は、商標登録公告から5年を経過すると無効審判の請求をすることはできません。
- ③地名商標、悪意による著名商標の冒認商標(12号)は、無効審判の請求期限は設けられていません。

なお、何をもって「悪意」と認定するのかについて、「悪意とは、商標を出願する時に、著名商標の存在を知っており、更に不正な利益を取得するため、他人の著名商標を模倣する意図が必要であ

る」と指摘した経済部訴願委員会の決定例があります。実務上は、係争中の商標が既に著名であることを説明する資料、相手が取引などの関係で当該商標の存在を明らかに知っていたことを証明する資料等を提出し、類似程度、出願当時の状況、実際の商標使用状況等を考慮して悪意があったか否か認定されます。

また、現行商標法の条文上、地名商標については、無効審判の請求期限を設けていない、つまり、商標登録公告後、何年経過しても無効審判の請求ができるとされていますが、旧商標法の規定を準用し、商標登録公告後 10 年を経過した場合は、無効審判を請求することはできないとの法律解釈もあります。当該解釈について、台湾で紛争になった事例がないため判例は無く、解釈は確定していませんので、無効審判を請求する際には注意が必要です。

(iii) 登録異議の申立て・無効審判に必要な資料

①地名商標の場合

台湾の消費者が「地名」と認識可能であったことを証明する資料。例えば「地名」が入った產品等の台湾での販売や、「地名」が掲載された観光雑誌等の台湾での販売事実等が挙げられます。

日本国の地名が当条文により取り消された判例としては、新潟県の旧国名である「越後」の登録商標が取消された例があります。

②著名商標の冒認商標の場合

著名であることを示す資料。具体的には、

- ・商品或いはサービスに係るレシート、販売記録、輸出入書類等
 - ・国内外の報道記事、広告資料
 - ・商品又はサービスの販売拠点及びその販売ルート、場所の配置状況
 - ・商標評価、販売額ランキング、営業状況等の資料
 - ・市場調査報告等の資料
- 等が挙げられています。

なお、資料は台湾域内のものには限定されませんが、台湾の消費者がこれらの資料に接触することが可能で、商標の使用を認識可能であったことを証明できなければ証拠として認められない可能性が高いです。

③非著名商標の冒認商標の場合

正当な権利者の商標を知り得たことを示す資料。例えば、

- ・冒認出願した者との間の書簡、取引証明、仕入れ証明
- ・冒認出願した者と親族関係である証明書類
- ・冒認出願した者の営業拠点とが同一街道又は近隣の場所にあることを証明する書類
- ・冒認出願した者が株主・職員等であった証明等が挙げられます。

(iv) 登録異議申立て・無効審判を請求する際の留意点

①判断基準日

判断の基準となる日は、地名商標・冒認商標が台湾で出願された日です。したがって、証拠の日付は地名商標・冒認商標の出願日前であることが必要ですので証拠収集の際には留意して下さい。

②速やかな登録異議・無効審判の申立て

上記のとおり、無効審判請求期間が過ぎると、例え冒認商標であっても取り消すことができなくなります。

また、長期間の使用により既成事実が積み重なり、自他識別機能を有すると判断されたため、無効審判の期限内であっても、地名商標・冒認商標の取消しができなくなる可能性があります。

したがって、地名商標・冒認商標を発見した場合は、時間が経過すればするほど不利になりますので、速やかに対応することが必要です。

(2) 商標不使用取消の請求

正当な理由が無く 3 年以上商標を使用していない場合又は使用の停止を続けている場合は、商標不使用取消の請求ができます(第 57 条 1 項 2 号)。

したがって、先に登録された商標が実際に使用されているか否か調査することも有効な対策の一つです。

2. 2 合理使用の主張

商標を産地の説明として使用する場合、又は冒認商標の出願日より前に実際に商標を使用していた場合、商標の合理使用の主張をすることが可能です。主張が認められた場合、他人の商標権の効力は及びません。

したがって、商標権侵害で提訴された場合、裁判の中で商標権侵害に該当しない旨を主張することが可能です。

また、事前調査等により台湾で地名商標・冒認商標を発見した場合、予め裁判所に対して、合理使用であって商標権を侵害していない旨の確認訴訟を提起し、合理使用である旨の判決を取った上で、当該商標を使用することも可能です。

(1) 産地の説明としての使用

(i) 根拠

商標法第30条1項1号には、「善意且つ合理的に使用する方法で、自己の氏名、名称又はその商品又は役務の名称、形状、品質、用途、産地又はその他商品又は役務自体に関する説明を表示し、商標として使用しない場合」には、他人の商標権の効力による拘束を受けないと規定されています。

具体的には、「○○」で商標を取得している者が「地名+○○」を商品に表示している場合、「地名」の部分は産地の説明であって地名商標の商標権侵害にならないと主張することが可能です。

(ii) 登録異議申立て・無効審判との関係

第30条第1項1号の「合理使用」は、商標権効力の制限理由であり、無効審判等による影響を受けません。具体的には、日本国の地名商標の登録異議申立・無効審判請求に対し、「使用を続けることにより自他識別能力が発生した」等の理由により、地名商標を取消すことができなかった場合で

も、別途、「合理使用」の確認訴訟を裁判所に提訴し裁判で主張が認められると、当該地名商標の権利の効力は及びません。

したがって、合理使用の確認訴訟は、無効審判等で地名商標を取消すことができなかった場合であっても、引き続き地名を冠した商品やサービスの提供を継続したい時には有効な対策の一つです。

ただし、合理使用の確認訴訟で確認される事項は、地名自体の使用の可否ではなく、地名の実際の使用態様が合理使用に該当するか否かである点に留意してください。

裁判では、地名の表示サイズ、デザインの有無、他の図案との位置関係等を総合的に考慮し、確認を求められた使用態様が合理使用に該当するの判断されます。したがって、合理使用に該当するとの判決を得たとしても、その判決は、確認を求めた使用態様のみに有効であり、使用態様を変更すると、再び合理使用に該当するか否か裁判所の判断を求めなければならない場合がありますので注意して下さい。

(2) 先使用権の主張

(i) 根拠

商標法第30条1項3号には、「他人の商標の登録出願日前に、善意で同一又は類似の商標を同一又は類似の商品又は役務に使用する場合。ただし、それは原使用の商品又は役務に限る。」と規定されています。

したがって、台湾で商標出願せずに商品を販売し、それを見た第3者が商標出願・登録したとしても、第3者の出願日より前に既に使用していた商品又は役務に限り、商標を使い続けることは可能です。

(ii) 留意点

先使用権は台湾での使用に限られますので、日本で使用している商標を冒認出願され、冒認出願の出願日以降に台湾で使用しても、先使用権は認

められないので注意して下さい。

また、先使用权が主張できる商品又は役務は、冒認商標の出願日より前に、既に使用していた商品又は役務に限られますので注意して下さい。

3. 商標権侵害で刑事事件として訴えられた場合の注意点

地名商標、冒認商標等、本来登録されるべきではない商標であっても、一旦登録されてしまうと、その商標が取消されない限り、商標法上の権利が商標権者に発生します。

商標法には刑事罰の規定があるため、権利者は、刑事事件として告訴する旨の警告状を侵害者に送付し、プレッシャーをかけることにより、ライセンス契約等の譲歩を引き出す戦略をよく使います。

そのような際に、合理使用の抗弁は、以下の理由により実質的に困難ですので注意が必要です。

まず、警告状を受けた後も当該商標の使用を中止せず、また、和解にも応じない場合、実際に告訴される可能性があります。

次に、告訴された場合、刑事事件として逮捕状を発行するか否かは、告訴する者、つまり権利者が提出した資料のみに基づいて裁判官が決定します。そのため、事前に合理使用があるか否かは判断されません。

また、実際に現場で逮捕状を執行する警察官にも、合理使用に該当するか否か判断する権限はありませんので、一旦逮捕状が発行されると間違いなく逮捕されます。

そして、合理使用について主張することができるのは、送検後の検察の取り調べや、裁判所での裁判手続きの過程となります。合理主張が認められ、不起訴或いは無罪の判決が出る可能性が高いケースでも、警察・検察で身柄を拘束されての取り調べや裁判は相当なプレッシャーがかかるため、実質的には警告を受けた段階で和解或いは当

該商標の使用を中止せざるを得ないのが現状です。

したがって、警告を受けた場合には、①権利者の主張を認め、和解或いは商標の使用を断念する、②商標の使用を一旦中止するとともに、智慧財産局に商標の取消しを求めるか、裁判所に対して合理使用であって商標権非侵害の確認訴訟を求める、の何れかの対応になります。

V. 模倣品・海賊版問題

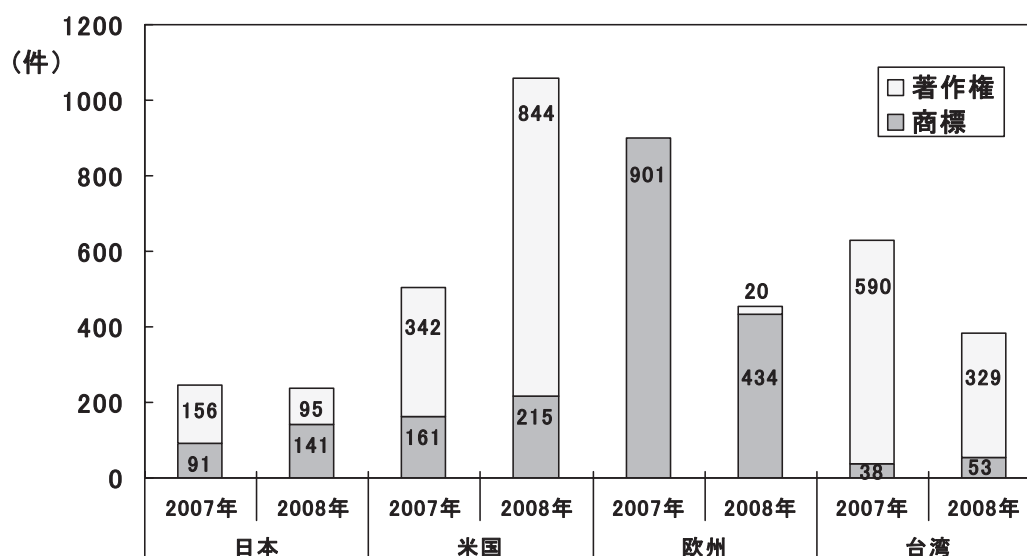
1. 模倣品・海賊版の摘発件数

特許庁の「2010 年度模倣被害調査報告書」によると、回答のあった企業の 24.6%が模倣被害「あり」と回答しており、製造、経由、販売消費のいずれかの被害を受けた国・地域別の被害企業の比率をみると、中国での被害社率が最も高く（2009 年度：65.9%）、次いで韓国（同 23.0%）、台湾（同 22.3%）と続いており、台湾は、依然として模倣品の被害は多いです。

ところで、台湾では、2003 年に、模倣品・海賊版を取り締まる専門の警察部隊である「保護智慧財産警察大隊」が発足し、24 時間体制で模倣品・海賊版の摘発を行っています。図 4 に示すように、欧米と比較して、摘発件数は著しく少なくなっています。これは、台湾において日本製品の流通が少ないことを意味しているのではなく、むしろその逆で、日本製品は高品質・安全であるとの評価が高く、電子機器、食品、医薬品等、多くの日本製品が売られております。また、台湾では日本文化に関心が高い者が多いため、キャラクターグッズ、音楽・TV ドラマ等の CD、DVD 等も多く販売されています。摘発件数が少ないのは、欧米企業と比較して日本製品が少ないのではなく、単に模倣品が摘発されていないと言えます。

2007 年、2008 年の保智大体による摘発件数。数値は、保智大隊 HP から取得。

図4 日本から中国への出願件数（特許・実用）



2. 権利者が日本籍の摘発が少ない理由

最も大きな原因は、権利者側の模倣品摘発に対する姿勢の違いといえます。

警察・税関は、職権で模倣品の摘発をすることが可能ですが、立件するためには、権利者が真贋鑑定を行い、模倣品であることを確認する必要があります。警察による摘発の場合、憲法及び刑事訴訟法では、逮捕から24時間以内に所管裁判所に移送できない場合は被疑者を釈放しなければならないと規定されており、また、税関の水際取り締まりの場合、「税関が商標権及び著作権保護措置と連動して執行する際の作業要点」によると、航空便は4時間以内、船便は24時間以内に権利者が鑑定をしないと、貨物を通過することになっています。つまり、権利者側は、警察・税関から職権による摘発の連絡を受けた場合、迅速に真贋鑑定ができる体制を構築する必要があります。なお、真贋鑑定は企業の担当者自ら行ってもよいし、法律事務所或いは調査会社等の社員に真贋鑑定訓練を施し、真贋鑑定権と告訴権を授権しておけば、企業自らが鑑定をする必要はありません。

そして、そのような体制が構築されている企業については、担当者名及び連絡先が取締り当局内

で共有されており、摘発があった場合には速やかに権利者に通報がされることになっていますが、そのような体制を整備している日系企業が少ないことが、摘発件数の少ない理由の一つであります。

3. 摘発件数向上のためには取締官とユーザーの情報共有が必要

最近、真正品と遜色のない模倣品も多く、一見しただけでは模倣品と判別できないものもあります。このような製品は、取締り当局も事前に真贋鑑定ポイント、正規品の流通ルート等の情報を持っていないと、摘発が困難になってきています。

こういった情報を、事前に警察、税関の取締官向けにインプットする真贋鑑定研修会を、最近は台北市日本工商会が窓口になり定期的の実施をしており、研修成果に基づいた摘発も増加してきています。

台湾に進出し、実際に模倣品・海賊版被害にあった場合は、こうした研修会を活用することも検討して下さい。

VI. 知財の契約問題

日台企業のアライアンス当初は、日本側、台湾側それぞれが有する特許権等の知的財産権のライ

センス契約を結ぶことによって事業が開始されますが、知的財産権に関して問題となる例としては、事業の過程で生まれた発明の帰属問題が挙げられます。

例えば、製造過程での改良等により新しい発明が生まれた場合、共同で特許出願し特許権を取得した場合（以下「共有特許権」と記載します。）、法的には、共有特許権者それぞれが、その特許を実施することができます。

勿論、関係が良好な場合は特段の問題はありませんが、日本側が技術等を提供し、台湾側が工場・人的資源を提供するケースで関係が悪化した場合が問題となります。上記のとおり、共有特許権の権利者それぞれが特許権を実施できるので、台湾側は引き続き当該特許権を利用した製品の製造を続けることができますが、日本側は生産設備が無いため、当該特許権を利用した製品を製造するには新たな提携先を探す必要があります。

しかしながら、新たな提携先を探してその提携先にライセンス契約をするには、共有特許権者の了承が必ず必要となりますが、関係が悪化した後で、了承するケースは少ないと思われます。

したがって、合併契約書に、合併が解消した場合には、共有特許権を第3者へライセンス契約す

ることを必ず了承する旨の条項を設定する等、合併当初の契約の段階から、提携解消後を想定した条項を盛り込むことが大切です。

さらに、ノウハウは一旦流出すると取り戻すことは不可能です。台湾側にノウハウを提供する必要がある場合には、提供するノウハウの範囲、その管理体制、流出した場合の損害等についても、契約時に盛り込むことが大切です。

VII. おわりに

台湾では日本の中小企業誘致に特化した工業団地を整備する等、今後、日本の企業が台湾に進出するハードルは下がっていくものと思われます。

また、台中間の緊密化により、知財の分野においても、台湾を活用したメリットが増加してきています。

その一方、知的財産権問題は、トラブルになった時には手遅れで、有効な対策を取ることができないケースが多々あります。

進出前に十分な時間をかけ、万全の対処をした上で台湾に進出することで、日台で強固なパートナーシップを組み、そして大陸を目指してもらいたいと思います。

台湾海峡をめぐる動向（2011年8月～9月）

民進党の「十年政綱」発表と米国の対台湾武器売却問題

松本充豊（天理大学国際学部）

1. 民進党、「十年政綱」を発表

（1）「十年政綱」

民進党の総統候補である蔡英文主席は8月22日、政見の全体像となる「十年政綱」の「総論」を発表した。蔡主席は、「十年政綱」は台湾の未来への展望であり、次世代に対する約束であるとして、「台湾を強化し、合意を結集させる」ことの始まりでもあると語った。

「十年政綱」は総論のほか18編から構成されているが、全体の主張を貫く核心理念とされているのが、「世界に向かう」と「公平正義」という2つの理念である。ここでは、民進党の対中政策とも関わる前者の理念について紹介しておく。

「世界に向かう」という理念は、次のように説明されている。台湾は新興民主国家であり、対外貿易を経済的命脈とする海洋国家であり、台湾の発展は国際社会の枠外にあっては不可能である。自由、民主、人権、環境といった普遍的な価値の追求を対外交流と協力の基礎とすべきであり、さらに民主主義国家との戦略的パートナーシップを深め、アジア太平洋諸国との地域協力を強化し、戦略的相互利益の思考、「和解しながら相違を保つ、和解して共通点を求める（和而不同、和而求同）」の原則に立って、中国との敵対的な状態の改変を図らねばならない。多次元、多方面の交流を通じて徐々に「两岸平和安定交流枠組み」を構築し、安定的かつ建設的な両者の関係の形成を追求し、国際社会の一員としてともに平和的発展を維持するという責務を果たすことに最善を尽くさねばならない。

そして、台湾の対外経済貿易戦略の展開は、世

界全体への均衡ある展開を目指さねばならず、兩岸の経済貿易はそのグローバルな展開のなかの一部と位置づけるべきである。世界と多元的で、バランスのとれた、持続的で対等な経済貿易関係を構築することが、台湾の持続的発展のための重要な条件である。そのため、中国と経済貿易関係を発展させると同時に、米国、EU、日本およびASEANなどの国と地域との自由貿易協定（FTA）やその他の二国間もしくは多国間の協定締結を目指さねばならない、としている¹。

8月23日には「十年政綱」の「国家安全戦略、兩岸経済貿易」編が発表された²。民進党の対中政策に関連する内容はここで披露されており、また9月の蔡主席の訪米時（後述）には米国の政府関係者や学者などにも説明が行われた。以下では、同党の対中政策に関わる、いくつかの注目される点についてとりあげる。

（2）「92年コンセンサス」について

蔡主席は、中国との関係、兩岸関係は台湾にとって最も重要な政策課題であり、最も議論となるものであると率直に語った。そのうえで、国家の指導者は襟を開いて、忍耐力と強い意志をもって台湾の住民を席につかせて、しっかり説明して、今後台湾がどう歩んでいくのかについて合意を結集しなければならないと強調した。

「92年コンセンサス」については、事実上、その受け入れを拒否した。蔡主席は、1992年の時点でこの名詞は存在せず、2000年以降徐々に使われるようになったものだとの認識を示したうえで、当事者だった李登輝元総統も辜振甫氏（海峡交流基金会元董事長・故人）も、ともにそのようなコン

センサスは存在しないと語っていると指摘した。それゆえ、もし存在しないのであれば、それを承認するか否か、受け入れるか否かといった問題も存在しないと強調した³。

さらに、蔡主席は訪米時に、ある一部の政党が掲げている政治的前提は、もし虚構や捏造されたものでなければ、台湾の多くの人々が認識する現実の状況と大きくかけ離れており、兩岸の交流の安定した基礎とはなりえないとの見解を示した⁴。

また、蔡主席は、我々は北京が「一つの中国」原則の立場を堅持していることを認識しているが、北京も台湾人民が一党専制に反対し、主権の独立を堅持していることを理解すべきであると呼びかけた。そして、双方が違いを認識し、共通の目標を認識した後に、兩岸は安定した相互交流の枠組みを構築しなければならないと訴えた⁵。

（３）ECFA への対応

民進党の今後の ECFA への対応も注目されている。なぜなら、ECFA 調印に強硬に反対し、その可否を問う「公民投票」（レファレンダム）の実施を主張していたからである。

蔡主席は、ECFA はすでに調印され、実施されていることは既成事実であり、それは台湾の対外的な協議であると述べて、ECFA 容認の立場を明確にした。2012 年に民進党の新政府が成立した後、定期的に ECFA の台湾経済に対する利益と弊害を検視し、もし修正や調整が必要なところがあれば、民主的な手続きと国際的な規範に照らして関連事項を処理するとの考えを示した。

ECFA に関連する後続の処理と政策決定は、皆を十分に参加させ、政策決定過程を透明化し、国会に十分実質的な監督の機会を与えることで、民主的な手続きに符合した形にしたいと語った。また、レファレンダムについては、それは住民の権利であることを忘れてはならないとしたうえで、

十分な参加が行われている状況の下で、それが必要かどうかは住民が自ら判断することだと述べている⁶。

さらに、中国との経済貿易関係进行处理するというのは、単純に要るか、要らないかの問題ではないとして、兩岸の経済貿易関係が緊密であることは既成事実であり、中国はすでに台湾の投資相手国であり、貿易パートナーであるとの認識を示した。そのうえで、兩岸の経済貿易面での往来は密接なので、どの政党が政権をとろうと、一方的にストップすると宣言できるものではなく、故意にこうした現実を無視すること、あるいは政権交代により往来を中断すると脅迫することは、いずれも実情に合わないと強調した⁷。

（４）「台湾前途決議文」への回帰

台湾の主権に関する問題と現状の認識については、民進党は「台湾前途決議文」でその立場を明確に主張しているとし、台湾内部の最大のコンセンサスは「台湾の現状維持」であると指摘している。「台湾前途決議文」とは 1999 年 5 月に民進党が採択した党綱領とならぶ基本文書で、「台湾共和国の建設を目指す」とした党綱領を事実上棚上げしたものである。この決議文のなかで、民進党は「台湾は一つの主権独立国家である」と主張し、国家の正式名称として「中華民国」を受け入れた。当初中道路線を行っていた陳水扁政権が後に独立路線へと転換すると、民進党は 2007 年 9 月に「正常国家決議文」を採択し、再び独立志向を鮮明にしていた。今回、改めて「台湾前途決議文」を掲げたことは、民進党が 2000 年政権交代直前のスタンスに回帰したことを意味している。

蔡主席によると、現状維持に対する認識と解釈は政党ごとに異なっているが、台湾の最も大切な価値の所在は民主メカニズムであり、この民主メカニズムがそうした異なる声や主張を保障している。そのため、台湾内部の意見の多元性に基づい

て、民主メカニズムを通じて台湾内部の合意を形成すべきである。蔡主席はこれを「台湾コンセンサス」と呼べるかもしれないと語り、「台湾コンセンサス」は将来、中国との平和的で安定的な相互関係と永続的な枠組みの構築にとって、その成否を分けるような条件とプロセスなのであると述べた⁸。

（５）中国側の反応

民進党による「十年政綱」の発表を受けて、中国・国務院台湾事務弁公室（以下、国台弁）は8月24日、直ちにコメントを発表した。蔡英文が兩岸政策と関連する談話を発表した後、台湾社会では各方面から次々に質疑が提出され、憂慮が示されたことに注意を払っている。あらゆる状況が、民進党がいまだその「一辺一国」（兩岸は別々の国）という「台独」の立場を改めず、また「92年コンセンサス」を承認するのを拒んでいることをはっきりと示している。こうした政策は非現実的であり、また大陸側が受け入れられない。このような政策が実施されれば、兩岸の協議は進められないということになり、兩岸関係も再び動揺し不安定化するだろうと語った⁹。

これに対し、蔡主席は翌25日、国台弁が最初の段階でこのような紋切り型の反応を示してくることは織り込み済みだったとしたうえで、中国側に少し時間をかけて、「十年綱領」にしっかり目を通すよう呼びかけた。そして、中国の内部には必ず理性の力が存在し、それが発揮されると信じていると語った¹⁰。

ところで、「92年コンセンサス」をめぐる中国側の主張は上述のとおりだが、民進党が政権奪取した場合に中国がどう対応するのかについては気になるところである。それに関連して、台湾の各紙はワシントンのシンクタンク、国際戦略研究センター（CSIS）研究員であるボニー・グレイサー（Bonnie Glaser）氏の談話として、次のように伝

えている。『聯合報』によると、今年7月に国台弁の王毅主任が訪米した際、北京は柔軟性をもってしていると漏らした。そして、「一つの中国」の枠組みに適いさえすれば、民進党と新たなモデルを議論することも排除しない、兩岸双方のあいだには立場の違いを縮める可能性は存在していると語ったという¹¹。『中國時報』も同様の内容を報じており、王毅主任は、民進党が政権を奪取した後も「92年コンセンサス」を否認した場合、大陸側は改めて兩岸双方の新たな「理解」を議論したいと述べたと伝えている。こうした報道に対し、国台弁の楊毅スポークスマンは、「そうした報道は事実ではない、王毅主任はそんな話をしたことはない」と述べたという¹²。

2. 蔡英文主席の米国訪問

（１）米国での活動

民進党の蔡英文主席は9月12日から米国を訪問した。現地では米国政府関係者、国会議員やシンクタンクを訪問したほか、ニューヨーク、ボストン、ヒューストンやロサンゼルス各都市では民進党支持者の在米華僑による支援集会にも参加した¹³。

他方、ほぼ時期を同じくして立法院副院長の曾永權を団長とする国民党の訪米団も渡米して同様の活動を繰り広げていたが、馬英九総統の選挙対策本部長を務める金溥聰氏もこれに加わっていた。現地時間の9月16日には同じハーバード大学で金氏が座談会を開催し、その2時間後に蔡主席がスピーチを行った¹⁴。

（２）「台湾コンセンサス」とその立法化

蔡主席の訪米中に話題となったのが、「台湾コンセンサス」とその立法化である。

蔡主席によれば、「台湾コンセンサス」は民主的なプロセスであるという。異なった立場のなかから共通点を見出すことが「台湾コンセンサス」の

始まりであり、そうした可能性があるというのが「台湾コンセンサス」の精神である。

「台湾コンセンサス」は、一般的な民主的多数決によって概括できる問題ではない。台湾の将来に関わる最も重大なイシューであるため普通の立法もしくは公共イシューではなく、また中国との交渉や交流に関わるため単純な国内イシューでもない。

「台湾コンセンサス」の具体的な内容との関連では、蔡主席は、我々があれこれ言う、「台湾コンセンサス」は民主的プロセスを経て生まれるものとは言えなくなってしまうと語っている¹⁵。

記者団との会見で、「台湾コンセンサス」の立法化は考えているのかとの質問に対し、蔡主席は次のように答えている。「92年コンセンサス」は台湾全体の国民が受け入れられるものではないので、毎回政権交代が起こるたび、中国に「不確定感」をもたらすことになる。それは兩岸の発展に影響を及ぼすことになるだろう。そのため、例えば米国の「台湾関係法」のように、国内で兩岸対話の基礎を法制化することも考えられる。コンセンサスを「国内法」に変えれば、兩岸における安定した基礎を確実に提供できるし、また行政部門の改変により変わることもない¹⁶。さらに、蔡主席は、台湾が十分な合意を結集させることができさえすれば、「台湾コンセンサス」を法律レベルで処理でき、そうすれば憲法改正や「公民投票」(レファレンダム)は必要ないと語った¹⁷。

これに対し、国民党の馬英九主席は党内の会議で、蔡主席は何が台湾コンセンサスなのかをはっきり説明すべきだ、そうでないと誰も内容を知らないのに、どうやって立法するのかと批判した。また、「統一しない、独立しない、武力行使しない」という自分の政策は非常に明確であり、行政院大陸委員会の世論調査でも多くの人に支持されている、これこそ「台湾コンセンサス」だと強調した¹⁸。

(3) 「統一」も選択肢の一つ!?

もう一つ話題になったのが、蔡主席が将来の中国との関係について「統一という選択肢も排除しない」と語ったとの報道だった。『中國時報』によると、現地時間で9月17日の記者団との懇談で、ワシントンで蔡主席が「台湾コンセンサス」はいかなる可能性も排除することはないと述べたことに対し、ある記者から「いかなる選択肢も民進党の兩岸政策の基礎になるからには、蔡主席も台湾が中国と統一するのを受け入れられるということなのか」との質問がなされた。これに対し、蔡主席は「如何なる可能性も排除しないと語ったということは、いかなる可能性も排除しないということだ」と答えたという。また、民進党は将来の中国との関係について、終始柔軟性を保持している、台湾人民が支持し、与野党が十分な合意を結集できさえすれば、中国との関係には開放的になれるものだと語ったという¹⁹。こうした蔡主席の発言を受けて、台湾のメディアは蔡主席が「統一という選択肢も排除しない」と語ったと報じた²⁰。

これに対し民進党は「明らかに深読みしすぎであり、蔡主席の考えとのあいだにはズレがある」とのコメントを発表した。民進党は台湾社会において国家の位置づけが一致しない状況下において、いかなる個人の意見、政党の意見も尊重し、民主的価値を何よりも重んじるが、それは決して統一が民進党の選択肢であると表明しているわけではない。民進党の主張はただ一つであり、それは台湾はすでに主権独立国家であるというものと強調した²¹。

3. 馬英九総統の大陸訪問の可能性!?

(1) 金溥聰氏の発言

国民党訪問団の一員として訪米中の金溥聰氏は現地時間9月10日、香港のフェニックス・テレビ(「鳳凰衛視」)のインタビューに応え、兩岸問題を実務的に解決した後には、多くの可能性に発展の

余地があるとし、兩岸の将来においては政治対話の必要性もありうるとの認識を示した。金氏は、自分は兩岸関係を主管しているわけではないので、これはあくまでも個人的な意見に過ぎないと語った。さらに、訪問団に同行した記者団に対し、馬英九政権にとっては、統一も台独も「思想上の選択肢」であるが、「実質的な選択肢」ではないとし、「92年コンセンサス」と「一中各表」とは創造的なあいまいさであり、台湾海峡の現状維持にとって有利であると述べた²²。

さらに、翌11日午後に行われた国際メディアとの記者会見では、兩岸の将来の接触では、台湾にとって有利でありさえすれば、いかなる可能性も排除されないし、それには平和協定の調印も含まれるが、中華民国の主権を傷つけず、台湾の尊厳に配慮するなかで達成されねばならないと語った。また、蔡英文主席もこのように主張するのであれば、自分は諸手を挙げて賛成するとも語った²³。

こうした金氏の発言は、馬英九総統が再選されれば、国民党主席の身分での中国大陆訪問や平和協定調印の可能性あることを示唆したかのごとく報じられた。

（2）民進党の批判、中国の反応

民進党の蔡主席は12日、金氏の発言に関する記者からの質問に対し、総統の大陸訪問というのはとても重大なことで、総統自らが説明すべきことであり、これは体制に違反した不当な発言であると批判した²⁴。

また、民進党の陳其邁スポークスマンは、馬総統が再選を果たした場合、憲法に則り中華民国総統の職権を行使し、対外的には国家を代表するのであり、どこに行こうと唯一の身分は総統である、特定政党を代表するだけということなど不可能だと批判した²⁵。

一方、中国側では、国台弁のスポークスマンが

定例記者会見で、「大陸側は兩岸関係が積極的な方向で発展することを望んでいる。具体的な事柄については、発展状況を見ながら決めることになる」とコメントした²⁶。

（3）馬英九氏の対応

総統府は9月13日、兩岸の指導者が顔を合わせるのは時期尚早であり、そのため大陸を訪問する計画はないとの馬総統の声明を発表した²⁷。

同日、金氏が本部長を務める馬総統の選挙対策本部（「台湾加油讚」）は、問題となったフェニックス・テレビによるインタビューの録音テープをもとに、金氏と記者とのやり取りを検証したうえで、金氏は「馬英九総統が国民党主席の身分で中国大陆する可能性がある」と発言していないとして、関連報道が誤りであることを発表した²⁸。

これを受けて、翌14日に開催された国民党中央常務委員会の席上、馬英九主席は、金氏の発言の内容は国民党の政策綱領に明記された台湾海峡の恒久平和を促進するという主張（「敵対状態を終わらせ、平和協議の達成を促進する」）と完全に一致しており、前秘書長である金氏がそれを対外的に発表するのは、何ら妥当でないところなどなく、もとより分をわきまえないといった問題など存在しないと金氏を擁護した²⁹。

なお、金氏は、一連の報道は誤りであり、今後も誤った事実に基づく論評がなされた場合には法的対応も辞さないと表明した³⁰。

4. 米国、台湾への武器売却を決定

（1）武器売却をめぐるトライアングル

今夏、米国による台湾への武器売却問題が内外の注目を集めた。ブッシュ政権以来、5年あまり先送りされてきた課題に、オバマ政権が結論を出すとの姿勢を表明していたからである。

米国はなぜ国交のない台湾に武器を供与するのか。その根拠となっているのが、米国政府に台湾

への防衛的性格の武器の供与を義務づけた「台湾関係法」である。1979年1月、米国は中華人民共和国（中国）との国交を樹立し、同時に中華民国（台湾）との国交を断絶した。このとき、米国では、断交後も台湾との経済・文化関係を維持し、中国からの武力侵攻に備えて台湾に防衛的性格の武器を売却することなどを規定した国内法として「台湾関係法」が制定された。

台湾を自国の領土の一部であると主張する中国が、これに強く反発したことは言うまでもない。1982年8月17日、米中両国政府により「台湾向け武器売却についての共同コミュニケ」（「8・17コミュニケ」）が発表された。これは、1972年2月、米中両国が関係正常化に向けた関係改善で同意して発表された共同声明（「上海コミュニケ」）、1979年1月1日の国交樹立に伴い発表された共同声明に次いで、米中間では3つ目となる共同コミュニケである。このなかで、米国政府は武器売却問題について「台湾向け兵器売却政策を長期的政策とはしないこと、台湾に売却する兵器は性能、数量の面で、中米国交樹立後の最近数年の水準を超えさせないこと、台湾向け兵器売却は段階を追って減らし、一定期間後に最終的に解決する用意があること」を声明した。

実は、その一方で、当時の米国・レーガン政権はコミュニケ発表前にいわゆる「6項目保証」を台湾側に伝えていた。「6項目保証」とは、米国は、①対台武器売却の終了期限を設ける意思はない、②対台武器売却について中国と事前相談しない、③台湾と中国の仲介者の役割を果たす意思はない、④「台湾関係法」修正には同意しない、⑤台湾の主権に関する立場を変更しない、⑥中華人民共和国との交渉に入るよう台湾に圧力をかける意思はない、というものである。

さらに、コミュニケ発表直後、レーガン大統領は「8・17コミュニケ」に対する自らの解釈を記した覚書を作成していた。その趣旨は「米国が台

湾への武器売却を減らすことについては、中華人民共和国が台湾との食い違いを平和的な解決するという約束を守るという絶対条件がある。これこそ米国の永久の戒律である」、「台湾に供与する兵器の質と量は、中華人民共和国が構成する脅威によって定まる。台湾の中華人民共和国に対する防衛能力は、質と量において必ず維持されなければならない」というものだった。この覚書は国家安全会議の金庫に保管され、その後も台湾への武器輸出について問題が生じるたびに、金庫から取り出され、レーガン大統領の解釈として確認されることになったという。いずれにせよ、「6項目保証」と覚書の内容は「8・17コミュニケ」にない条件を付加するものであり、米国政府の立場を「台湾関係法」に引き寄せる内容のものだったといえる³¹。

こうして、米国政府は中国との関係において、3つの米中共同コミュニケと「台湾関係法」に基づいた「一つの中国」政策へのコミットメントが基本的な立場となった。そして、台湾は「台湾関係法」と「6項目保証」に基づいた武器売却を求め、中国は3つの共同コミュニケ、特に「8・17コミュニケ」の遵守を米国に求め、武器売却に反対することになった。

（2）板ばさみのオバマ政権

今回、台湾は新型F-16戦闘機（F-16C/D）66機の供与を米国に強く求めてきた。馬英九総統は米国から関係者が訪台するたびに、すみやかに武器供与が行われるよう要請してきたが、その回数は今年8月までに22回におよんだ³²。その一方で、たとえば今年7月には米国政府の国防関係者の発言として、台湾側がF-16の新型や旧型（F-16A/B）のアップグレードを強く求めてロビーイングしてきたわけではないとも伝えられたが³³、台湾の国防部はこうした報道を「事実無根である」と否定した³⁴。武器売却が決まる直前の9月14

日にも、馬総統は台北市内で行われた「台北市米商會」(American Chamber of Commerce in Taipei) 設立 60 周年の記念パーティーの席で、台米関係をさらに強化するため、国民へのビザ免除措置と台米間の「貿易投資枠組み協定 (TIFA)」の協議再開、そして F-16C/D 型戦闘機の売却について速やかに対応してほしいと米国に対して呼びかけた³⁵。

こうしたなかで、オバマ政権は、台湾への F-16 C/D 戦闘機の売却を強く求める連邦議会と、台湾への武器売却に強硬に異を唱える中国政府との板ばさみとなった。連邦議会が F-16 C/D 戦闘機の売却を支持する理由は、「台湾関係法」により台湾への防衛的性格の武器売却が許されていることに加えて、武器売却により期待される雇用拡大にあった。「台湾への戦闘機供与を遅らせた場合、F-16 C/D の生産ラインが閉鎖される恐れがあり、それはニュージャージー州で 750 人分の雇用がなくなることを意味する」という同州選出のロバート・メネンデス (Robert Menendez) 上院議員の発言は象徴的である³⁶。その一方で、オバマ政権には前回の武器売却決定にまつわる経験が重くのしかかっていた。昨年 (2010 年) 1 月、オバマ政権が総額 64 億ドルにおよぶ武器売却を決定した際、中国政府は即座に報復措置として米国との軍事交流の中断に踏み切り、両国関係は極めて悪い状況に陥ったのである。以下、オバマ政権による決定前の、中国そして連邦議会の動きを確認しておきたい。

(3) 中国からの圧力

中国からの圧力は、まずは中国政府の強い反発である。外交部の姜瑜スポークスマンは 9 月 7 日の定例記者会見で、「我々は米国による台湾に対する武器売却に断固として反対し、米国側が中米の 3 つの共同コミュニケ、特に 8・17 コミュニケの原則を遵守して、台湾に対する武器売却がいか

に危険であり、また敏感なものであるのかを十分認識し、武器売却を停止し、中米関係と兩岸関係の平和的發展を損なわぬよう求める」と語った³⁷。

9 月 9 日には『人民日報』が「ワシントン政治の悲哀」というタイトルの評論を掲載、台湾に対するいかなる武器売却行為も中国の内政に対する乱暴な干渉であり、中華民族感情に対する重大な傷害であり、中米関係に対する巨大な衝撃であり破壊であるとしたうえで、「『台湾関係法』は中米関係の健全な發展を阻害する悪性腫瘍である」と断言した。

さらに、米国連邦議会の上下両院議員による、台湾への F-16 C/D 戦闘機の売却を求める動き (後述) に対して、「一部の米国議員による大局を顧みない、見解の浅いやり方で、最終的に危害を受けるのは米国自身の利益であり」、「かくも身の程知らずの議員がいるのが米国政治の悲哀である」として、彼らの行動を「危険な火遊び」だと非難した³⁸。

もう一つは、中国の「世論」の反発である。中国の『環球時報』は 9 月 14 日、米国の台湾に対する武器売却問題についての世論調査の結果を発表した。同調査は 9 月 8 日から 11 日にかけて中国の 7 つの都市で実施されたものである。

同調査によると、84.1% の回答者が米国による台湾への武器売却に反対している。また、中国政府が強硬措置により米国の武器売却を阻止することを支持すると答えたのは 76.1%、中国政府が武器売却に関与した米国企業に対する制裁により報復措置をとることを 50% 以上の回答者が支持している³⁹。

同紙によると、ある専門家は 80% 以上が武器売却に反対という結果には中国国民の態度、立場がはっきり示されていると分析しており、70% 以上が中国政府の強硬措置を支持している点については、国民の愛国感情の表れと評価している。いずれにせよ、米国側がひたすら自分の意見を通して、

また中国側の抗議も単なる口先だけのものに留まることになれば、おそらく中国国民の米国に対する不満をなだめることはできないだろうとコメントしている。また、この専門家は中国側が選択しうる報復手段のうち、武器売却に関与した米国企業への制裁措置が比較的現実的なやり方であると述べている⁴⁰。

この報道を受けて、台湾の『聯合報』は、中国側がはじめて世論調査を利用して、米国の対台湾武器売却に反対する宣伝工作の強化を図ったもので、同時に世論の支持を拡大し、米国との対抗上の手段としていると評している⁴¹。

（４）連邦議会からの圧力

米国内では、連邦議会からオバマ政権に対して台湾への F-16 C/D 戦闘機の売却を求める動きが相次いだ。８月１日、下院議員 181 名が連署の書簡をオバマ大統領に送り、米国政府が「台湾関係法」の定める義務に基づいて、台湾への F-16 C/D 戦闘機の売却に速やかに同意し、台湾海峡の平和と安定を確保するよう促した。これは今年５月 26 日に上院議員 45 名が大統領宛に同様の書簡を送ったことに続くものだった。

連署した下院議員は共和党 118 名、民主党 63 名の超党派の議員で、下院外交委員会のイリアナ・ロス・レイティネン (Ileana Ros-Lehtinen) 委員長、エルトン・ギャレグリー (Elton Gallegly) 副委員長など、外交や軍事政策に関するリーダー格の議員ら大物議員が名を連ねていた。こうした 200 名以上の上下両院議員による、党派を超えた武器売却への支持と台湾海峡の平和と安全に対する関心に、台湾の外交部は感謝の意を表明する声明を発表した⁴²。

その後、台湾を支持する関連法案が相次いで提出された。９月 12 日には上院の議員連盟「台湾コーカス」(Congressional Taiwan Coucus) の共同議長、ロバート・メネンデス上院議員 (民主党)

とジョン・コーニン (John Cornyn) 上院議員 (共和党) が、「台湾空軍力現代化法案 (Taiwan Airpower Modernization Act: TAMA)」(上院第 1539 号) を提出し、政府が F-16 A/B のアップグレードに協力するだけでなく、最低でも 66 機の F-16 C/D 戦闘機を台湾に売却するよう求めた⁴³。

９月 13 日には、同じく台湾コーカスのジェームズ・インホーフ (Sen. James Inhofe) 共同議長 (共和党) が上院 1545 法案を提出、米国政府が「移民および国籍法」の規定に基づき、台湾を同国の入国ビザ免除適用対象に加えるよう求めた。

さらに、下院外交委員会のイリアナ・ロス・レイティネン委員長が 9 月 14 日、下院第 2918 号「2011 年台湾政策法案 (The Taiwan Policy Act of 2011)」を提出した。この法案は、台湾に対する F-16 C/D 戦闘機売却および台湾が現有する F-16 A/B 戦闘機のバージョンアップ、米国の閣僚級政府高官による台湾訪問、台湾への米国入国ビザ免除計画の適用、台湾の国際民間航空機関 (ICAO) への有意義な参与、台湾との容疑者引渡し協定の締結、台湾との自由貿易協定の締結などを支持するとともに、台湾との実質的な往来強化と台湾との「貿易および投資枠組み協定 (TIFA)」での対話の速やかな再開を求めるものだった。

こうした動きを受けて、台湾の外交部は 9 月 15 日、中華民国政府に対する米国連邦議会の友好と高い支持の表れであるとの声明を発表し、上下両院で台湾に友好的な議員により相次いで法案が提出されたことに対して感謝の意を表明した⁴⁴。

（５）オバマ政権、武器売却方針を通告

2011 年 9 月 21 日、米国・国防総省は台湾に対して総額約 53 億ドルの武器を売却する方針を連邦議会に通告した。焦点となっていた台湾が求める新型 F-16 戦闘機 (F-16 C/D) の売却は見送られた。

米国が台湾への売却方針を決めたパッケージ

は、初期型の F-16 A/B 戦闘機向けの改良部品や訓練のほか（約 53 億ドル）、米国本土にあるルーク空軍基地（アリゾナ州）での操縦士訓練の 5 年間延長（約 5 億ドル）、F-16 戦闘機、F-5 戦闘機や C-130 輸送機などの交換部品（約 0.52 億ドル）を加えたもので、その総額は約 58.5 億ドルとなる⁴⁵。

キャンベル国務次官補は方針を議会に通告した 21 日午後の記者会見で、今回の武器売却が台湾空軍の基幹能力を高まるものであるため、台湾の防衛能力の向上に著しく貢献するものであると確信していると語った。オバマ政権は昨年 1 月、台湾向けに総額 64 億ドルもの大規模な武器売却を決めた。今回の決定より、オバマ政権はこの 2 年足らずで 120 億ドルを超える武器を台湾に売却することになる。キャンベル国務次官補は、これは台湾関係法が施行されて以来、米国と台湾との非公式な関係において、どの時期にも匹敵する、あるいはそれを超える規模であると強調した。そして、米国の台湾への武器売却が台湾海峡の平和と安定の維持につながることを確信しており、同時に中国と台湾との対話と交流の進展のプロセスを米国は支持し、それが前進することを望んでいると述べた⁴⁶。

また、今回の決定は将来的に新型戦闘機の売却の可能性を残したもののなのかという記者団の質問に対し、キャンベル国務次官補は、「新型の売却に関する決定はなされていない。その件はまだ検討中であり、我々は台湾の米国政府に対する要求を承知している」「台湾の全般的な防衛のニーズに関する、米国と台湾とのあいだでの議論のなかで新型戦闘機の問題を検討し続けることになる」と語った⁴⁷。この点については、別の国務省高官も「新型戦闘機の売却を認めなかったわけではないということは、米国側も台湾側もはっきりと理解している。しかし、今回のところは先送りするのが適当だと考えた」と説明している⁴⁸。

今回の決定で、米国が新型の F-16 C/D 戦闘機の売却を見送ったことは、中国に対する一定の配慮を示したものだといえるであろう。その背景には、米国が中国との良好な関係を維持することを迫られているという事情がある。国内の雇用を犠牲にしたとの連邦議会からの批判は免れないが、米国の経済・財政状況を考えると、いまや米国債の最大の保有国である中国との関係をこじらせることは望ましくないし、米国経済の建て直しにとって貿易や投資の面でも中国との協調が不可欠だからである。さらに、米国が最新の軍事技術の情報が台湾を通じて中国側にもれることを警戒したとの指摘もある⁴⁹。

（6）謝意を示す台湾

今回の決定では、馬英九総統が繰り返し求めてきた新型戦闘機の供与は見送られた。しかし、その売却が今後も検討されるということで、なんとか台湾政府の顔も立った形といえよう。外交部は 9 月 21 日、米国政府の決定を受けて直ちに声明を発表し、米国が再び具体的な行動で「台湾関係法」と「6 項目保証」による我が国との約束を履行し、台湾海峡の安全と平和への強い関心を示したとして、オバマ政権による積極的な行為に対して賞賛と感謝の意を表明した⁵⁰。また、高華柱国防部長、楊進添外交部長も相次いで記者会見を開き、米国政府への謝意を表明した⁵¹。

とはいえ、台湾による再三の要請が米国に受け入れられなかったのも事実である。最大野党の民進党は、「侮辱されても記者会見を開いて謝意を示し、自画自賛している」と政府の対応を痛烈に批判した。そして、米国側が台湾への F-16 C/D 戦闘機の売却に同意しないことに対し遺憾の意を表明した⁵²。

（7）抗議を続ける中国

米国政府が台湾への武器売却方針を議会に通告

したことを受けて、中国の張志軍外務次官は9月21日深夜、米国のロック駐中国大使を呼び、強く抗議した。そして、「米国が武器売却を決定したことは、いかなる口実や理由であれ、中国の内政に対する大きな干渉であるという事実を覆い隠すことはできず、『台独』分裂分子に大いに誤ったシグナルを発することとなり、兩岸関係の平和的発展の勢いに従来な災いを生みだすことになる」と批判した。また、「米国側がこうした誤った道を歩むことは、中米両国の関係、両国の軍事、安全保障等の面での交流や協力に損害をもたらすことは避けられない」と言明、今年1月に再開したばかりの両国の軍事交流の停止を示唆した⁵³。

翌22日には、中国外務省の洪磊スポークスマンが定例記者会見で、「米国の誤った行為は中米両国の関係、両国の軍事、安全保障などの分野での交流と協力に損害を及ぼすことは避けられないが、責任は全て米国にある」と述べた。ただし、具体的な対抗措置には言及しなかった⁵⁴。

また、年末以降に習近平国家副主席の米国への公式訪問が予定されているが、これに対する影響については「米国側が直ちに誤りを正して、武器売却計画を取り消し、米国と台湾との軍事関係を停止して、中米関係の大局や海峡兩岸の平和的発展をさらに損なうことを避けるよう希望する」と述べて、米国側の対応を見極める考えを示したと伝えられている⁵⁵。

さらに、ニューヨークで行われた米中外相会談でも、中国政府による抗議は続いた。9月25日、米国国務省はクリントン国務長官が26日午前、国連総会に出席するため訪米中の楊潔篪外交部長

と会談すると発表した。会談後、国務省高官が会見で語ったところでは、今回の会談の一番の焦点はやはり台湾だったという。

楊外交部長は会談で、オバマ政権に対し武器売却の決定を見直すよう強く求め、今回の決定が両国間で築き上げた信頼関係を損なうと警告したという。これを受けて、クリントン国務長官は、米国が台湾海峡の平和と安定の維持に戦略的な関心を持つことを明確に述べたうえで、「台湾関係法」はそうした平和と安定を守るため、台湾に対する防衛のための能力や武器の供与を正当化するものだと説明した。また、米国が中台関係の改善を支持する姿勢も示したという。

この国務省高官は、米国が決定を見直さない場合には、中国は軍事交流の中断、停止や延期を示唆していると述べたうえで、ただしその場合でも全面的な停止ではなく、軍事交流のプログラムの一部である何らかの活動が延期、予定変更、ないしキャンセルされる可能性があるとの見解を示した⁵⁶。

今回、新型戦闘機の売却を阻止できたことは、中国にとって大きな成果といえよう。中国の立場とすれば、米国政府による台湾への武器の供与は露骨な内政干渉であり、国家目標である台湾の統一を妨害する行為である。それゆえ、良好かつ安定的な対米関係の維持が望まれる一方で、もとより中国政府は米国への強い抗議を続ける必要があるが、国内の「世論」の圧力を感じつつ、そうすることを迫られている側面もあるのかもしれない。

¹ 民主進歩党文宣部・新聞稿「發布十年政綱 蔡英文：強化台灣、凝聚共識（2011/08/22）」、1～3頁、民主進歩党ウェブサイト（http://www.dpp.org.tw/upload/news/20110822114149_link.doc）。

² 蔡英文弁公室・新聞部「十年政綱『國家安全、兩岸經貿篇』媒體座談 蔡英文：尋求戰略互利，和世界一起走向中國（2011/08/23）」民主進歩党ウェブサイト（http://www.dpp.org.tw/upload/news/20110823122508_link.doc）。

³ 同上資料、5頁。

- ⁴ 民主進步黨「未來十年台灣的國家安全挑戰與戰略」民主進步黨ウェブサイト (http://www.dpp.org.tw/news_content.php?sn=5343)。
- ⁵ 前掲資料「未來十年台灣的國家安全挑戰與戰略」。
- ⁶ 前掲資料「十年政綱『國家安全、兩岸經貿篇』媒體座談 蔡英文：尋求戰略互利，和世界一起走向中國」、5頁。
- ⁷ 前掲資料「未來十年台灣的國家安全挑戰與戰略」。
- ⁸ 前掲資料「十年政綱『國家安全、兩岸經貿篇』媒體座談 蔡英文：尋求戰略互利，和世界一起走向中國」、1～2頁。
- ⁹ 国务院台湾事务办公室「国台办发言人就蔡英文“十年政纲”答记者问（2011-08-24）」中国・国务院台湾事務弁公室ウェブサイト (http://www.gwyth.gov.cn/wyly/201108/t20110824_2008279.htm)。
- ¹⁰ 蔡英文弁公室・新聞部「蔡英文：處理中國事務『不走偏鋒、平衡穩定』」民主進步黨ウェブサイト (http://www.dpp.org.tw/upload/news/20110825114303_link.doc)、1頁。
- ¹¹ 「台灣共識 華府智庫：如何達共識」『聯合報』2011年9月15日。
- ¹² 「以新理解取代九二共識？國台辦：沒說過這樣的話」『中國時報』2011年9月16日。
- ¹³ 「雙英海外賽本尊分身 美國對陣；2012 選戰延燒僑界！記者會兼造勢 蔡英文與金溥聰同日哈佛較勁 從東岸拚到西岸 一路纏鬥」『中國時報』2011年9月11日。
- ¹⁴ 「座談 VS.演說 金英將在哈佛拚場」『中國時報』2011年9月16日。
- ¹⁵ 「紐約說文解字 蔡英文：台灣共識3不3有」『聯合晚報』2011年9月17日、「兩岸關係 蔡英文：不排除任何可能」『聯合報』2011年9月18日。
- ¹⁶ 「統一 蔡英文：也是台灣共識選項」『中國時報』2011年9月18日。
- ¹⁷ 「蔡：『台灣共識』立法 穩定兩岸」『中國時報』2011年9月15日。
- ¹⁸ 「什麼是台灣共識 馬：若沒內容如何立法？」『中國時報』2011年9月16日。
- ¹⁹ 前掲資料「統一 蔡英文：也是台灣共識選項」。
- ²⁰ 同上資料、「兩岸關係 蔡英文：不排除任何可能」『聯合報』2011年9月18日。
- ²¹ 「梁文傑：民主價值高於一切，統一不是民進黨的選項或主張」民主進步黨ウェブサイト (http://www.dpp.org.tw/news_content.php?sn=5362)。
- ²² 「馬若連任 是否訪陸？金：有發展的可能性」『中國時報』2011年9月12日。
- ²³ 「金溥聰：未來兩岸 不排除簽和平協議」『聯合晚報』2011年9月12日。
- ²⁴ 「蔡英文批：選總統的不是金溥聰！」『聯合報』2011年9月12日。
- ²⁵ 「綠：馬出訪唯一身分就是總統」『中國時報』2011年9月12日。
- ²⁶ 国务院台湾事务办公室「国台办新闻发布会辑录（2011-9-14）」中国・国务院台湾事務弁公室ウェブサイト (http://www.gwyth.gov.cn/xwfbh/201109/t20110914_2067543.htm)。
- ²⁷ 「沒有計畫訪問大陸」『工商時報』2011年9月14日。
- ²⁸ 「還原鳳凰專訪 馬辦：請綠停止炒假議題（2011年9月13日）」「台灣加油讚」ウェブサイト (http://www.taiwanbravo.tw/2011/09/blog-post_2469.html)。
- ²⁹ 中國國民黨文化傳播委員會新聞稿「馬主席：金執行長訪美發言並無逾越分際之問題（100.09.14）」中国国民党ウェブサイト (<http://www.kmt.org.tw/hc.aspx?id=32&aid=6415>)、「馬挺金溥聰 批蔡政策講不清」『中國時報』2011年9月15日。
- ³⁰ 「名嘴惡意評論 金溥聰將採法律行動（2011年9月15日）」「台灣加油讚」ウェブサイト (http://www.taiwanbravo.tw/2011/09/blog-post_7813.html)。
- ³¹ 若林正丈『台湾の政治—中華民国台湾化の戦後史』東京大学出版会、2008年、115～117頁。
- ³² 中華民國國防部「國防部澄清部分人士投書『政府僅要F-16A/B型戰機升級』乙情新聞稿（100年8月3日）」台湾・国防部ウェブサイト (<http://www.mnd.gov.tw/Publish.aspx?cnid=65&p=48978>)。
- ³³ “Chinese jets chase U.S. surveillance jet over Taiwan Strait,” The Washington Times, Monday, July 25, 2011 (<http://www.washingtontimes.com/news/2011/jul/25/chinese-jets-chase-us-surveillance-jet-over-taiwan/?page=all>)。
- ³⁴ 中華民國國防部「國防部發布駁斥美國華盛頓時報報導『中華民國政府對購買F-16C/D戰機並未強烈遊說』新聞稿（100年7月26日）」台湾・国防部ウェブサイト (<http://www.mnd.gov.tw/Publish.aspx?cnid=65&p=48884>)。
- ³⁵ 中華民國總統府「新聞稿：總統出席『臺美60年夥伴關係（60 Years of Partnership）』慶祝酒會（中華民國100年09月14日）」台湾・總統府ウェブサイト (<http://www.president.gov.tw/Default.aspx?tabid=131&itemid=25312&rmid=514&size=100>)。
- ³⁶ “US senator unveils bill to force jet sale,” Taipei Times, Wednesday, September 14, 2011.
- ³⁷ 中华人民共和国外交部「2011年9月7日外交部发言人姜瑜举行例行记者会」中国・外交部ウェブサイト (<http://www.fmprc.gov.cn/chn/gxh/tyb/fyrbt/jzhsl/t856438.htm>)。
- ³⁸ 「人民日报：华盛顿政治的悲哀」『人民网（電子版）』2011年9月9日 (<http://world.people.com.cn/GB/15624020.html>)。
- ³⁹ 「环球舆情调查：中国民众支持反制美对台军售」『环球时报（電子版）』2011年9月14日 (<http://world.huanqiu.com/>)。

- roll/2011-09/2001135.html)。
- ⁴⁰ 同上資料。
- ⁴¹ 「大陸運用民調 與美角力」『聯合報』2011年9月15日。
- ⁴² 中華民國外交部「新聞稿：繼45位美聯邦參議員後，高達181位美國聯邦眾議員聯名致函歐巴馬總統促請美行政部門依據『台灣關係法』迅速同意對台灣出售F16C/D型戰機（文號：244 日期2011-8-2）」台灣・外交部ウェブサイト (<http://www.mofa.gov.tw/webapp/content.asp?cuItem=53638&mp=1>)。
- ⁴³ 中華民國外交部「新聞參考資料：美國會參眾兩院持續以具體行動支持美對我軍售、予我免簽證、參與國際組織及派遣閣員來訪等重要議題（第058號2011/09/15）」台灣・外交部ウェブサイト (<http://www.mofa.gov.tw/webapp/content.asp?cuItem=54343&mp=1>)。
- ⁴⁴ 前掲資料「新聞參考資料：美國會參眾兩院持續以具體行動支持美對我軍售、予我免簽證、參與國際組織及派遣閣員來訪等重要議題」。
- ⁴⁵ “U.S. Foreign Policy in the Asia-Pacific Region,” (Kurt M. Campbell, Assistant Secretary, Bureau of East Asian and Pacific Affairs, Daniel Russel, Special Assistant to the President and Senior Director for Asian Affairs), New York, NY, September 21, 2011, 米国・國務省ウェブサイト (<http://fpc.state.gov/172931.htm>)。
- ⁴⁶ 同上資料。
- ⁴⁷ 同上資料。
- ⁴⁸ “Background Briefing: Notification to Congress on the Sale of Arms to Taiwan,” *Special Briefing, Via Teleconference, Washington, DC, September 21, 2011*, 米国・國務省ウェブサイト (<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2011/09/172936.htm>)。
- ⁴⁹ “Taiwan Is Losing the Spying Game: If President Ma Ying-jeou doesn’t clean house in his military, the U.S. won’t sell advanced weapons,” *The Wall Street Journal*, August 30, 2011 (<http://online.wsj.com/article/SB10001424053111904199404576538070155692258.html>)。
- ⁵⁰ 中華民國外交部「新聞稿：美國歐巴馬政府於美東時間9月21日正式通知美國會同意有關我F-16A/B型戰機之升級套案（文號：300 日期2011-9-21）」台灣・外交部ウェブサイト (<http://www.mofa.gov.tw/webapp/content.asp?cuItem=54419&mp=1>)。
- ⁵¹ 中華民國國防部「國防部發布『美方同意對我F-16A/B型戰機性能提升案』部長談話參考資料（100年9月21日）」台灣・國防部ウェブサイト (<http://www.mnd.gov.tw/Publish.aspx?cnid=65&p=49538>)、中華民國外交部「新聞稿：外交部楊部長就F-16A/B戰機升級案記者會談話稿（文號：300 日期2011-9-21）」台灣・外交部ウェブサイト (<http://www.mofa.gov.tw/webapp/content.asp?cuItem=54420&mp=1>)。
- ⁵² 民主進歩黨「陳其邁：中國施壓，馬政府唾面自乾（2011-09-22）」民主進歩黨ウェブサイト (http://www.dpp.org.tw/news_content.php?sn=5379)。
- ⁵³ 中华人民共和国外交部「外交部副部长张志军就美宣布对台军售计划召见美驻华大使提出强烈抗议（2011/09/21）」中国・外交部ウェブサイト (<http://www.fmprc.gov.cn/chn/gxh/tyb/zyxw/t861018.htm>)。
- ⁵⁴ 中华人民共和国外交部「2011年9月22日外交部发言人洪磊举行例行记者会（2011/09/22）」中国・外交部ウェブサイト (<http://www.fmprc.gov.cn/chn/gxh/tyb/fyrbt/jzhsl/t861266.htm>)。
- ⁵⁵ 「『責任は全て米国に』＝台湾武器売却で中国外務省（2011/09/22-18：53）」時事ドットコム (<http://www.jiji.com/jc/zc?k=201109/2011092200797&rel=y&g=int>)。
- ⁵⁶ “Background Briefing on China, Lebanon, and Georgia,” (Special Briefing, Senior State Department Officials), New York City, September 26, 2011, 米国・國務省ウェブサイト (<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2011/09/174014.htm>)。

 コラム：日台交流の現場から

高雄の新観光スポット

(財) 交流協会 高雄事務所次長 菅原 忠

昨年 12 月 25 日、高雄市は高雄県と合併し、人口は台北市を上回る約 277 万人の大・高雄市が誕生した。市政府は高雄“市”ではなく高雄“縣市”(創作字。県ヘンに市で「都」を意味するピンインを付記・中国語の発音は「du」。)と称し、“縣市”の字を新高雄市のシンボルとして大きく市庁舎に掲げ、市職員等は名刺にも記しています。再選(新市としては 1 期目)を果たした陳菊市長は、就任演説で重工業中心の旧高雄市と農業主体の旧高雄県との格差是正を掲げ、改めて三大産業(ハイテク、クリエイティブ、物流)ベルト地帯構想の経済政策等を述べていますが、観光については特に目立った政策は語っていない。

高雄市の観光名所と言えば左営・蓮池潭の“龍虎塔”。かつて「地球の歩き方・台湾」の表紙を飾り、観光ポスターにも採用された台湾を代表するスポットですが、実際に訪れると(その稚拙な造りに)ガッカリさせられます。それでは他へご案内、六合夜市、旗津・さて本当に喜んで貰えるでしょうか(あくまで私見です。)。毎年、台湾には日本から 100 万人以上が訪れる。そのうち高雄を訪れる人は約 20 万人(宿泊ベース)。全てが観光客ではないでしょうが、2007 年の高鐵(台湾新幹線)開業により台北-高雄(左営)間を最短で 1 時間半で結ぶ至便さを得たのと引き替えに、これまで多くのビジネスマンにとって最低一泊は必要だった南部出張が幸か不幸か日帰りとなっている現実を知ると、この数字の殆どが観光客と見る。観光資源の整備不足と来訪者の滞在時間の縮小が、ホテルや毎日高雄港に入る新鮮な魚介を売りにする海鮮料理店等に打撃を与えている実態から、観光対策は喫緊の命題だろうと思っていた。

ところが昨年 12 月 18 日にオープンした義大世界(E-DA WORLD)が大方の予想(「高雄県の丘陵地」に人が来るのか疑問。)を覆し連日大勢の来訪者を呼び寄せている。義大世界は 47 のアトラクションがあるテーマパーク、客室総数 1,000 室に上る 2 つの豪華な大型ホテル、GUCCI、COACH 等有名ブランド・専門店が 200(将来 300)以上出店する台湾初と言われる本格的 OUTLET-MALL 等を備えた総面積 90 ヘクタールにおよぶ複合商業施設。左営駅など高雄市内 6 ヶ所からシャトルバスが運行されそれぞれ約 30 分で到着する。

同大型ホテルの 1 つ天悦大飯店で副総支配人を務める日本人の H さんは、長年のホテル経験の中で開業初年度から 80%を超える客室稼働率を記録するのは初めてと語る。また当地日刊紙では、同ホテルは 7 月以降 90%以上の稼働率に達したこと、高雄市内の主要ホテルも義大世界のテーマパーク入場券との組み合わせ販売によりかつて無い稼働率を挙げている他、市内観光スポットも恩恵を受けていると報じている。H 副総支配人に中国人観光客が多いのか伺ったところ、95%が嘉義県以北の台湾内の方々と、老夫婦と若夫婦に孫といった家族連れや日本人も予想以上という意外な回答。さらに台湾随一のリゾート地・墾丁に行く観光客にとって高雄は高鐵の終点&バス乗り換えの素通り地に過ぎなかったのが、義大世界→高雄泊→墾丁という新たな人の流れを作っていると指摘する。同 OUTLET-MALL では 1 日の売上げ数百万元を出した店もあり、今後、高雄の観光スポットとして根付くのか、暫くは義大世界から目が離せません。

編集後記

修学旅行で海外へ出かけることや近隣の国から旅行生徒を受け入れることは、今や珍しくなくなっています。2002年に台湾から教育旅行生が初めて来て以来、昨年は136校、5,484人の生徒と教師が来日しましたが、今年は大震災や原発等の影響を受けて減少しそうなのは残念なことです。

9月の連休に大人の修学旅行と称し、数人で京都、神戸、奈良と回ってきました。修学旅行らしく寺社仏閣を訪れ、また、大人らしく関西の評判の立ち飲み酒場をいくつか覗いてきました。

奈良で訪れた薬師寺には、創建以来1,300年を経た木造建築の東塔が現存しています。書籍などが売られている僧坊の中に輪切りにされた空洞のある大木が展示されていました。説明を読んでも、台湾から寄進された樹齢2,500年の紅ヒノキで、伽藍や講堂の復興用に台湾ヒノキが大量に使用されたことの記念に展示保存しているとのこと。既に台湾では伐採が禁止され入手困難となった今では、記録に残る原木であるとの表示もありました。

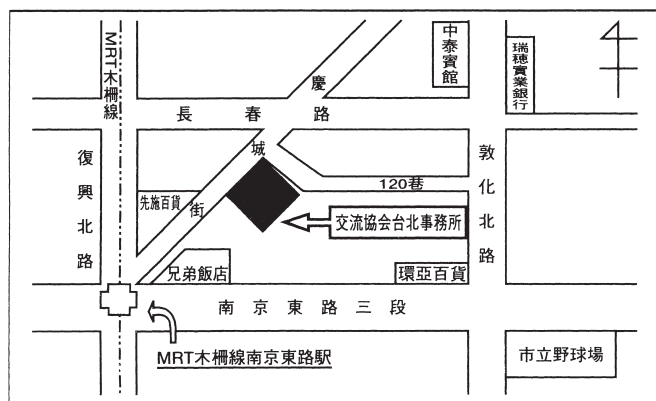
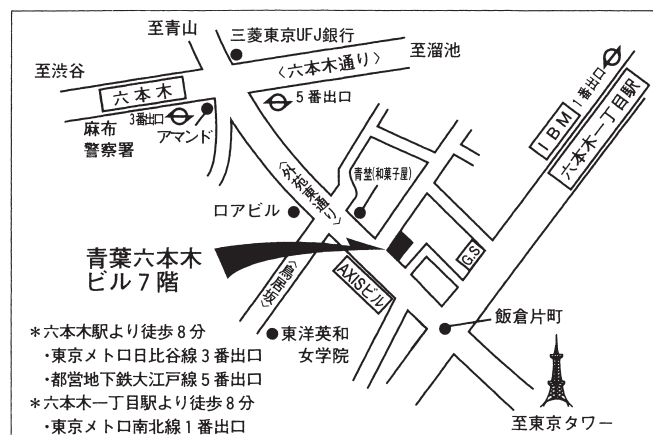
帰京後に調べてみると、台湾ヒノキは、薬師寺の金堂や西塔のみならず、東大寺の大仏殿や平安神宮などの修築に使われているようです。薬師寺金堂の再建に当たった宮大工の西岡常一棟梁が、20年近く前に行った講演録は面白く、ためになるものでした。金堂が再建したのは昭和51年のことですが、それ以前に日本のヒノキの調達は既に不可能だったため、台湾ヒノキを使用することになり、西岡棟梁が自ら台湾に出かけています。吉野や木曽のようにいくらでもヒノキがあると考えていたのが、現地に行ってみると、海拔1800~2000mくらいのところまで行かないとなく、直径1.5~2mのヒノキは双眼鏡で見なければ分からないところに点在しているという林層の違った所だったそうです。その中で、青々とした若々しい葉をつけているもの、枯死寸前のように見受けられるものがあり、購入にあたっては後者を選んだとのことでした。理由は、前者は往々にして空洞のものが多く見込んだからで、その選択は現地の人に疑問を持たれたそうですが、搬出後の検査結果では、その通りだったようです。「樹齢が高くなって心材が腐って空洞化してくると樹皮が残り、中心部の木質部を養うことは不要となる、その分が枝葉にまで養分が行きわたり元気な木のような様相を見せる。しかし、心材が詰まっていると養分がこの部分にまで取られるので、枝葉は枯死寸前の格好をしている。大木を買うときは、このような木を買わねば駄目です。このことは人間にも当てはまるような気がします。年老いて、なお太く若々しいのは案外中身がないのでしょうか」と講演を結んでいます。

台湾のヒノキが日本の伝統の寺社建築を支えている事実と歴史があることを知った大人の修学旅行でした。

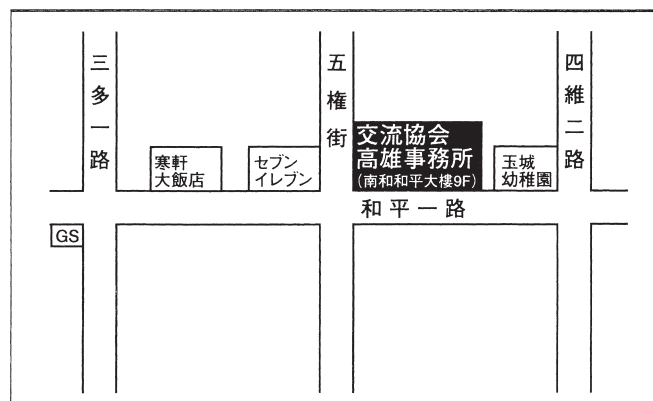
(貿易経済部次長 早瀬 太)

平成23年10月25日 発 行
 編集・発行人 井上 孝
 発 行 所 郵便番号 106-0032
 東京都港区六本木3丁目16番33号
 青葉六本木ビル7階
 財団法人 交流協会 総務部
 電 話 (03) 5573-2600
 F A X (03) 5573-2601
 U R L <http://www.koryu.or.jp>

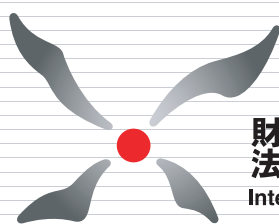
表紙デザイン：株式会社 丸井工文社
 印 刷 所：株式会社 丸井工文社



台北事務所 台北市慶城街28號 通泰大樓
 Tung Tai BLD., 28 Ching Cheng st., Taipei
 電 話 (886) 2-2713-8000
 F A X (886) 2-2713-8787
 URL <http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3 contents.nsf/Top>



高雄事務所 高雄市苓雅区和平一路87号
 南和和平大樓9F
 9F, 87 Hoping 1st Rd., Lingya Qu, kaohsiung Taiwan
 電 話 (886) 7-771-4008 (代)
 F A X (886) 2-771-2734
 URL <http://www.koryu.or.jp/kaohsiung/ez3. contents.nsf/Top>



日本と台湾との架け橋
財団法人 **交流協会**
Interchange Association, Japan (IAJ)

